

平成22年
5 月 宮崎県臨時県議会会議録

平成22年 5 月 28日 開会

平成22年 5 月 28日 閉会

平成22年5月宮崎県臨時県議会会議録 目次

5月28日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	4
1. 議案第1号採決	7
1. 請願第37号上程、採決	7
1. 議員発議案送付の通知	7
1. 議員発議案第1号及び第2号上程	7
1. 討 論	8
前屋敷議員（議員発議案第1号に賛成）	8
1. 議員発議案第1号及び第2号採決	8
1. 閉 会	9
<hr/>	
1. 資 料	11
平成22年5月臨時県議会日程	13
議案送付文書	14
1. 全員協議会会議録	15
1. 議案議決件名一覧表	67
1. 意見書	71
口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書	73
口蹄疫根絶のためのワクチン接種に係る措置等を求める意見書	74
1. 請願一覧表	75
1. 議事経過	79

5 月 28 日 (金)

平成 22 年 5 月 28 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 野 辺 修 光 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 次 長
(農 政 担 当) | 押 川 延 夫 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 邊 義 人 |
| 公 安 委 員 長 | 野 中 玄 雄 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 日 高 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成22年 5 月臨時県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○中村幸一議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第 5 条第 1 項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、米良政美議員、坂口博美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期臨時議会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る 5 月 25 日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年 5 月臨時県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今臨時会に提案されます知事提出議案は、補正予算案 1 件であります。提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日 1 日とすることを決定いたしました。

会期日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、議案の上程、知事の提案理由説明が行われます。本会議の休憩中に全員協議会を開催

し、本会議再開後に議案の採決を行います。次に請願の上程、採決、続いて議員発議案の上程、採決を行います。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第 1 号上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第 1 号の送付を受けましたので、これを上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成22年 5 月臨時県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、口蹄

疫に関する対応について御報告をさせていただきます。

去る4月20日に都農町で第1例目の口蹄疫の発生が確認されて以来、国を初め関係都道府県、市町村、関係機関・団体等の御協力と御支援のもと、全庁を挙げて懸命な防疫措置を講じているところではありますが、本県のみならず、我が国の畜産業にとって未曾有の危機的事態と言っても過言ではない極めて深刻な状況に至っております。

県といたしましては、国の防疫指針に基づき最大限の防疫措置を講じてきたにもかかわらず、事態が長期化、深刻化している現状を踏まえ、感染拡大の速やかな原因究明や防疫対策の抜本的な見直し、畜産農家等に対する経済的支援など、あらゆる対策につきまして国の適切かつ十分な対応を強く求めてきたところであります。

先般、5月11日の県議会全員協議会で御報告申し上げた以降の経緯といたしまして、5月16日には平野官房長官が来県され、中村県議会議長や関係市町長並びに関係農業団体の長とともに、国の全面的な支援を改めて要請し、同日来県された本県出身の福島内閣府特命担当大臣にも同様の要請を行ったところであります。

政府におかれましては、本県の要請を重く受けとめていただき、翌日の5月17日には、鳩山総理大臣を本部長とする全閣僚による口蹄疫対策本部を設置され、同日直ちに、山田農林水産副大臣をトップとする現地対策本部が県庁に設置されたところであります。

5月18日には、県内のあらゆる機関・団体、個人が一丸となって、口蹄疫の感染拡大を阻止し早期に撲滅するため、県において「非常事態宣言」を発令し、不要不急の外出の自粛、一般

車両の消毒ポイントでの消毒、イベント等の開催延期や防疫措置の徹底など、すべての県民の皆様へ、さらなる御理解と御協力を求めていくことといたしました。

5月19日には、政府の口蹄疫対策本部におきまして、川南町周辺の移動制限区域内のすべての牛・豚を対象に殺処分を前提としたワクチン接種を実施するとともに、搬出制限区域内から早期出荷を行うという、これまでにない踏み込んだ新たな防疫措置を講ずることが決定されました。

これを受けて、県といたしましては、畜産農家の皆様を第一に、関係市町や農業団体等の御理解と御協力を得ることが不可欠であり、そのためには損失の補償と経営再開に向けた十分な対策が必要であると考え、繰り返し国との協議を重ねてまいりました。

その結果、国より追加支援措置が示されたこと等を踏まえ、関係市町長の皆様へ国の対応方向について御説明し、一定の御理解が得られたことから、一刻も早く口蹄疫の拡大を阻止すべきとの強い決意のもと、国の決定に従い、我が国で初めてとなるワクチンの接種を実施することといたしました。畜産農家の皆様には極めて大きな御負担をおかけすることとなりましたが、本県、ひいては日本の畜産を守るため、断腸の思いではありますが、ぜひとも御理解と御協力をお願いいたします。

なお、5月22日には、西都市に避難させておりました県家畜改良事業団の種雄牛6頭のうち1頭に感染が確認され、殺処分されました。長年にわたり力を尽くし築き上げてきた本県の宝であります種雄牛を一瞬にして失う結果となりましたことは、関係者の心情を察するに余りあるものがあり、私といたしましても残念至極で

あります。

また、一方では、口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家等の経済的負担を少しでも軽減するため、自動車税などの県税の徴収猶予や、と畜検査手数料の免除を行うほか、県共同募金会や市町村と連携した「宮崎県口蹄疫被害義援金」の募集開始など、新たな措置を講じたところであります。

なお、この義援金や「ふるさと宮崎応援寄附金」に県内外から多数の善意が寄せられておりますことに対し、この場をおかりして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

県といたしましては、引き続き、畜産農家を初め、県民の皆様にも一刻も早く安心していただけるよう、全庁を挙げて、全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、県議会を初め、県民の皆様への御支援と御協力をお願いいたします。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

補正予算案についてであります。

今回は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う経費について措置することといたしました。これは、去る4月28日と5月12日の2度にわたり、関連対策に係る補正予算について、県議会の御理解をいただきながら専決処分をいたしました。これに続く第3次の措置であります。補正額は、一般会計81億167万6,000円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,888億7,616万1,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、防疫対策といたしまして、発生件数の増加及び事態の長期化に対応するため、初動防疫活動や蔓延防止対策に必要な資材、機材等の調達に要する経費について追加措置することと

いたしました。

次に、家畜の殺処分により深刻な影響を受けた発生農家に対しまして、新たに助成制度を設け、今後の経営再建への支援を行うこととしました。

また、移動・搬出制限や市場の休止等により出荷停止を余儀なくされた畜産農家に対しまして、飼養管理に係る経費の助成を行うことにより、経営の維持・安定を図ることといたしました。

さらに、市場再開後、本県産子牛価格の下落が予想されることから、出荷遅延となった子牛の販売価格に対する価格補てんを行い、畜産農家の経営への影響を緩和するとともに、一定の価格以上で子牛を購入した者に対する助成を行い、市場における価格相場の維持・安定を図ることといたしました。

このほか、畜産農家の経営再建を支援するため、畜産業務の経験者を中心としたチームを設置し、被害農家に対する総合的な指導・支援を行うことにより、被害産地の早期再生を図ることといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金3億8,330万円、繰入金77億1,837万6,000円です。

以上、今回提案いたしました議案の内容について御説明いたしました。これらの緊急対策の実施によりまして、畜産農家の皆様の不安感を軽減し、一日も早い経営再建が図られるよう支援してまいりたいと存じますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上であります。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩い

たします。

午前10時12分休憩

午後 3 時33分開議

◎ 議案第 1 号採決

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 号を議題といたします。

本案については、会議規則第39条第 3 項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 請願第37号上程、採決

○中村幸一議長 次に、請願第37号を議題といたします。

本請願については、会議規則第39条第 3 項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

請願第37号を採択することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年 5 月 28 日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 1 号

口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書

議員発議案第 2 号

口蹄疫根絶のためのワクチン接種に係る措置等を求める意見書

◎ 議員発議案第 1 号及び第 2 号上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第 1 号及び第 2 号を議題といたします。

両案については、会議規則第39条第 2 項及び第 3 項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許しません。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議員発議案第1号「口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書」(案)について、賛成の立場から討論いたします。

本県に及んだ今回の口蹄疫被害は、未曾有の事態へと広がり、畜産県宮崎の屋台骨を揺るがしかねない惨事となっています。一刻も早く、事態の収束に向けて国、県一体となった万全の対策が求められており、今こそ、宮崎の農業・畜産を支えてこられ、被害に遭った農家や関連業者、さらには地域経済に打撃を及ぼしかねないほどさまざまな影響を受けているすべての方々が納得し安心できる対策を講じていくことが、何より求められています。

本意見書案では、12項目にわたっての要望事項が掲げられておりますが、いずれも重要なものです。さらに、私は、被害に遭われた方々の悲痛な叫びをもっと酌み取り、その声を意見書に生かすことが必要だと思えます。

1つには、殺処分家畜の評価についてです。政府は、時価の評価を行うとしていますが、農家からは、「これでは被害額は補てんされず、経営再建の意欲はわからない」との声が上がっています。殺処分家畜の全頭補償はもちろんのことですが、家畜の評価額の算定に当たっては、

農家が再生産可能な価格で評価するなど、生産者の立場に立った評価にできるよう求めることが必要です。さらには、殺処分対象家畜の補償にとどまらず、農家が最も不安に思っている経営再建のために政府が責任を負うこと、政府による直接支援措置を求めることです。

2つには、畜産農家を初め関連事業所での解雇、休業などに至る従業員の雇用を守るための支援事業、対策事業を講じることです。経営再建のめどが立たず解雇せざるを得ない農家、実情がわかるだけに無理が言えない従業員、双方の苦悩がにじんでいます。感染が確認された1市5町を管轄する高鍋のハローワークには、被害に遭った農場で働く人からの失業給付や求人の相談が相次いでおり、これからもっとふえることが予想されています。昨年末政府が行った、失業、住居、生活保護などの相談に応じるワンストップサービスの設置など、早急な手当てが今求められています。

3つには、畜産農家や関連業者はもとより、口蹄疫の発生以来さまざまな行事の中止などで、ほかの多くの業者も深刻な打撃を受けています。地域経済に大きな影響を与えているこの事態を打開するためにも、地域や業者の隔てなく、国として全般的な補償、支援をするよう国に求めることです。

今回の口蹄疫対策は、単に宮崎県の家畜被害の問題にとどめることなく、日本の農業と食料を守る国の問題として政府が深く受けとめ対処することを強く求めて、本意見書案に対する賛成討論といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号及び第2号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

平成22年 5 月 28 日 (金)

議員発議案第 1 号及び第 2 号について、一括
お諮りいたします。

両案は、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よっ
て、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期臨時議会の議事
はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年 5 月臨時県議会
を閉会いたします。

午後 3 時40分閉会

資

料

平成 2 2 年 5 月臨時県議会日程

1 日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
5. 28	金	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
		(休憩)	(全員協議会)	
		本会議	議案 討論、採決 請願 上程、討論、採決 議員発議案 上程、討論、採決 閉会	

215-1090

平成22年5月28日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年5月臨時県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

（文書取扱 財政課）

宮崎県議会
全員協議会会議録

平成22年5月28日（金）

場 所 第4委員会室

平成22年 5月28日（金曜日）

午前10時29分開会

執行部説明

（1）平成22年度一般会計補正予算等について

出席議員（42名）

押川修一郎	緒嶋 雅晃
河野 安幸	黒木 覚市
黒木 正一	十屋 幸平
外山 衛	外山 三博
中野 一則	中野 廣明
中村 幸一	野辺 修光
萩原 耕三	福田 作弥
蓬原 正三	星原 透
松村 悟郎	丸山裕次郎
宮原 義久	米良 政美
山下 博三	横田 照夫
井上紀代子	権藤 梅義
田口 雄二	徳重 忠夫
西村 賢	濱砂 守
松田 勝則	水間 篤典
太田 清海	高橋 透
外山 良治	鳥飼 謙二
満行 潤一	河野 哲也
新見 昌安	長友 安弘
坂口 博美	冏師 博規
武井 俊輔	前屋敷恵美

※ 多数会派・50音順

執行部出席者

知 事	東国原英夫
副 知 事	河野 俊嗣
県民政策部長	山下 健次

総 務 部 長	稲用 博美
福祉保健部長	高橋 博
環境森林部長	吉瀬 和明
商工観光労働部長	渡邊 亮一
県土整備部長	児玉 宏紀
教 育 長	渡辺 義人
警察本部長	鶴見 雅男
農政水産部次長 （総 括）	緒方 哲
農政水産部次長 （農政担当）	押川 延夫
農政水産部参事 （口蹄疫対策担当）	永山 英也
農政企画課長	上杉 和貴
農 政 企 画 課 ブランド・ 流通対策室長	加勇田 誠
地域農業推進課長	山之内 稔
地域農業推進課 連携推進室長	山内 年
営農支援課長	井上 裕一
畜 産 課 長	児玉 州男
家畜防疫対策監	岩崎 充祐

事務局職員出席者

事 務 局 長	日高 勝弘
事 務 局 次 長	岡崎 吉博
総 務 課 長	渡邊 靖之
議 事 課 長	武田 宗仁
政策調査課長	日高 正憲
議事課長補佐	中原 光晴
議事担当主幹	日高 賢治
議事課主査	関谷 幸二
議事課主査	前田 陽一

◎ 開 会

○蓬原座長 定刻前でございますが、ただいま

から全員協議会を開会いたします。

本日は、「平成22年度一般会計補正予算等について」の執行部からの説明及び質疑等のためにお集まりいただきました。円滑な会議の進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

◎ 議長あいさつ

○蓬原座長 まず、議長からごあいさつをお願いします。

○中村議長 ごあいさつ申し上げます。

皆さん御承知のとおり、口蹄疫の問題につきましては、感染の拡大がおさまる気配もなく、先般、非常事態宣言が出されたところでありまず。大変深刻な状況となっております。

県議会では、これまで2回の全員協議会を開催し、執行部からの対応等についての説明や、質疑を行い、情報の共有化を図ってきたところでもあります。

今回、限られた日程の中で、第3次補正予算案の内容に加え、口蹄疫の経過、各部局の対応等について、執行部に説明を求めていきたいと思っております。皆様におかれましては、趣旨を御理解の上、円滑な会議の進行に御協力をよろしく願いいたします。

最後に、執行部の皆様方におかれましては、毎日、不眠不休の状況で口蹄疫の対処に当たっていただいていることに、心から感謝を申し上げます。どうか一刻も早く事態の収束が図られますように、なお一層の御努力をお願いいたします。

簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

○蓬原座長 ありがとうございます。

◎ 執行部説明

○蓬原座長 それでは、早速、執行部からの説明をお願いしたいと思います。

○東国原知事 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本会議での提案理由説明で申し上げましたとおり、現在、国、関係市町、関係団体の皆様と連携を図りながら、全庁を挙げて防疫対策等に取り組んでいるところであります。今後とも、県議会の皆様とは連携を密にしていきたいと思いますので、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

今回提案しております議案は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う経費について措置する第3号補正予算案の1件でございます。内容につきましては、先ほど述べさせていただいておりますので、詳細につきましては担当部局から説明させていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

それと最後に、先ほど緊急に入った情報に基づいて1点報告をさせていただきます。

家畜改良事業団において、5月15日、肥育牛が疑似患畜として確認されたことから、同一農場において飼育していたとして、同様に疑似患畜となっております種雄牛49頭につきまして、これまで大量に発症している豚の殺処分、埋却処置を優先する考え方にに基づき、処分を見合わせておりましたが、2日前から発熱の症状を呈した1頭に本日、鼻腔内の水疱の破裂痕及び流涎が確認され、あわせて、もう1頭に発熱の症状が確認されました。鼻腔内の水疱の破裂痕及び流涎の症状は、口蹄疫の典型的な症状であることから、近日中に速やかに殺処分をしたいと考えております。多くの畜産関係者の方々から残してほしいとの強い要望をいただいていた中で、極めて残念ではありますが、法に従って処置をさせていただきたいと考えております。以上

であります。

○稲用総務部長 今回御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております全員協議会資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第1号「平成22年度5月補正予算案」についてであります。

今回の補正は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う経費について措置するものでありまして、補正額は一般会計81億167万6,000円でございます。この結果、一般会計の予算の規模は5,888億7,616万1,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金3億8,330万円、繰入金77億1,837万6,000円でございます。款別の歳出内訳は表のとおりでございます。

2ページをごらんください。

今回の補正予算案を含めた口蹄疫対策に係る関連予算を一覧表にまとめたものでございます。

1次・2次補正につきましては、緊急に対策を講じる必要があり、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分させていただいたところでございます。詳細につきましては6月定例会で御報告いたしますが、概略について御説明いたします。

まず、左から3列目の4月28日に専決処分しました1次補正でございますが、この列の一番下の欄、補正予算額は32億9,883万9,000円でございます。

事業内容でございますが、口蹄疫の一刻も早い封じ込めを目指した防疫対策の徹底と、深刻な影響を受ける畜産農家や中小企業の皆様の生産・経営安定対策など、緊急に必要な当面の対策について措置したものでございまして、上から順に、防疫対策としまして、初動防疫対策に

2億2,470万円、まん延防止対策に3億7,530万円、稲わら対策に8,417万円、畜産農家の経営安定対策に4つの事業で合計5,790万7,000円、中小企業対策としまして、口蹄疫緊急対策貸付に25億円、中小企業金融円滑化補助金に3,208万4,000円、広報対策に2,467万8,000円を計上しております。

次に、左から4列目、5月12日に専決処分しました2次補正でございますが、この列の一番下の欄、補正予算額は2億964万6,000円でございます。

事業内容でございますが、深刻な影響を受けている畜産農家の皆様の当面の生活に要する経費に対する支援や家畜の出荷遅延対策など、緊急に必要な当面の対策について措置したものでございまして、上から順に、家畜の出荷遅延に伴う緊急保留施設対策として1億33万3,000円、畜産経営体の生活支援として融資枠57億円を設定し、利子補給等の予算として1億931万3,000円を計上しております。

今回提案の3次補正については、先ほど御説明申し上げたとおりでございまして、事業内容につきましては、このページの一番右、太枠囲みの列の上から順に、1次補正で措置した防疫対策に3億7,190万円と5億2,810万円の計9億円を追加し、また、発生農家経営再建支援事業としまして、家畜伝染病予防法に基づく疑似患畜に対する補助額の5分の1に相当する額として50億円、生産安定緊急対策に3つの事業で合計15億8,167万6,000円、みやぎの畜産経営再生プロジェクト支援事業として1億円、その他5億2,000万円を計上しております。

詳細につきましては、担当部から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。私からは以上でございます。

○**児玉畜産課長** 畜産課でございます。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

全員協議会資料の4ページをごらんください。

口蹄疫緊急防疫対策事業の9億円の増額補正についてであります。初動防疫対策及びまん延防止対策といたしまして、1次補正にて6億円を措置いたしました。その後の発生件数の増加に対応するため、埋却箇所や消毒ポイント等の増に要する経費を計上しております。また、道路用消毒マットの設置や散水車による道路消毒などの新たな対策を講じるものであります。

次に、5ページをお開きください。

新規事業の発生農家経営再建支援事業の50億円についてであります。口蹄疫発生によりまして家畜を殺処分した農家に対しまして、経営再建等を支援するため、家畜等の評価額の5分の1に相当する金額を補助するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

新規事業の肉用牛出荷遅延対策事業の2億8,525万円についてであります。口蹄疫発生による移動制限、搬出制限区域の設定に伴う子牛競り市の中止や延期のため、出荷が遅延した子牛や肥育牛の飼養管理に係るかかり増し経費に対する助成を行うことで、畜産農家の経営の維持・安定を図ってまいります。対象地域につきましては、子牛は県内全域といたしまして、肥育牛は移動制限、搬出制限の区域内といたします。事業主体は、社団法人宮崎県畜産協会でございます。

次に、7ページをお開きください。

新規事業の口蹄疫影響緩和緊急支援事業の9億8,139万円についてであります。口蹄疫終息後に子牛競り市が再開された場合、出荷遅延となった子牛の上場がふえ、子牛の競り価格の大

幅な下落が懸念されますことから、再開後の各競り市場の平均価格が口蹄疫発生前の平均価格を下回った場合、その差額の一定割合を子牛販売農家に対して助成を行い、肉用牛農家の経営の維持・安定を図るものでございます。対象地域は県内全域といたしまして、家畜市場再開後、各市場2回までといたします。事業主体は、社団法人宮崎県畜産協会でございます。

次に、8ページをお開きください。

新規事業の子牛導入促進対策事業の3億1,503万6,000円についてであります。口蹄疫終息後に子牛競り市が再開された場合、出荷遅延となった子牛を一定価格以上で購入した購買者に対しまして、購入価格に応じて助成を行い、出荷遅延した子牛の販売を促進いたしますとともに、子牛競り価格の安定を図るものでございます。対象地域は県内全地域とし、家畜市場再開後、各市場2回までといたします。事業主体は、社団法人宮崎県畜産協会でございます。

畜産課については以上でございます。

○**上杉農政企画課長** お手元の資料の9ページでございます。

みやざきの畜産経営再生プロジェクト支援事業でございます。口蹄疫の被害農家における畜産経営の早期再生を図るためには、関係市町・団体等と一体となって、経営面、生産面、販売面などの取り組みを総合的に推進する体制を構築し、各種緊急対策や事業等を迅速かつ着実に推進していく必要があると考えております。本事業はその中で、特に営農支援面の取り組みをサポートするためのものとして位置づけております。

1の「事業目的」にございますように、口蹄疫発生地域に経営再建を支援するチームを設置し、被害農家に対する総合的な指導・支援を行

うこととしております。

2の「事業の概要」でございますが、予算額は1億円、事業期間は本年度末までを予定しており、社団法人宮崎県畜産協会へ委託することとしております。

事業内容につきましては、①にございますように、口蹄疫の発生地域を中心に県内2カ所に活動拠点を設け、県や農業団体の畜産OBなどを活用した30名の相談員で構成する畜産経営再生支援チームを設置することとしております。

また、具体的な活動といたしましては、②にございますように、被害農家などの経営再開の意思や要望事項等について聞き取り調査を行いながら、経営再生計画の策定支援や飼養管理の指導等を濃密的に行うこととしております。

これらの取り組みにより、被害農家等の経営再開を円滑に進め、早急な畜産産地の再生、再スタートを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○緒方農政水産部総括次長 次に、10ページをごらんいただきたいと思えます。

宮崎県口蹄疫防疫対策本部のこれまでの主な取り組みについて御説明いたします。

まず、4月20日の都農町の第1例目の発生を受けまして、口蹄疫防疫対策本部を設置いたしました。

23日には、第1例目の患畜がO型と確認され、26日に県議会に報告をさせていただいております。

翌27日から、農林水産省への要望を皮切りに、29日には山田副大臣、5月7日には小沢幹事長、5月10日、赤松大臣、5月12日、原口大臣、5月16日、平野官房長官、福島大臣との意見交換を行いました。

なお、5月1日には、自衛隊への災害派遣を

要請し、早速派遣していただいたところであります。

しかしながら、口蹄疫の発生が一向におさまらないために、5月17日には、国の現地対策本部が山田副大臣をトップに県庁に設置されました。

翌18日には、「非常事態」を知事が宣言し、県民に対して事態の深刻さを訴え、消毒の徹底や不要不急の外出を控えることなど、御理解と御協力をお願いしたところであります。

22日からは、蔓延防止の次の段階に取り組むこととなり、川南町を中心に半径10キロメートルの区域の牛や豚などの家畜に対してワクチン接種を開始いたしました。対象農家の皆様方に対しまして、沈痛な思いを禁じ得ないところであります。一日も早い口蹄疫の終息を願い、今後とも、最善の努力をもって防疫対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思えます。

昨日までで221例目の発生が確認され、処分対象頭数といたしましては、牛が2万2,484頭、豚が12万9,903頭、ヤギ等が16頭、合計15万2,403頭となっております。

次に、処分頭数ですが、合計で9万1,846頭、率にして全体の60.3%となっております。

表の下をごらんいただきたいと思えます。一番下の4の「現在の状況」であります。防疫措置を終了した件数が108件の48.9%であります。なお、15.4%が埋却地を選定しているところであります。

次に、13ページから16ページになります。

「現時点での「口蹄疫」発生状況等」の一覧でございます。

14ページの101例目につきましては、県の家

畜改良事業団で肥育牛に発生したということで、別に管理・飼育いたしておりました本県宮崎牛のもととなります種雄牛49頭も処分対象となったところであります。なお、この時点で、種雄牛の中でもよりすぐれた6頭につきましては、発生以前に特例として西都市の別の牧場に移動を認めていただいております。また、この101例目によりまして、初めて高鍋町で発生が確認されたものであります。

次に、119例目であります。初めて新富町で発生が確認されたものであります。

次に、15ページの122例及び125例目についてでありますが、それぞれの農場で処分頭数が8,000頭以上を記録し、この日の分だけでも合計が3万頭に近い数字となっております。

次に、163例目であります。初めて木城町で発生が確認されたものであります。

次に、171例目であります。西都市に移動させました県の種雄牛6頭のうちの1頭がPCR検査で陽性となり、疑似患畜と確認されたものであります。これにつきましても、慎重の上に慎重を期して定期的に検査を行い、飼養管理をいたしておりましただけに、まことに残念でなりません。大変申しわけなく思っております。なお、残りの種雄牛5頭につきましては、経過観察を引き続き続けることとなっております。この171例目により、初めて西都市で発生が確認されたものであります。

そして、16ページの197例目であります。県立高鍋農業高校で発生が確認されたものであります。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

上の表は、口蹄疫ワクチン接種対象頭数についてであります。先ほど申し上げましたとおり、

ワクチン接種を22日から開始いたしまして、昨日までに豚についてはすべて終了いたしております。牛につきましても、ほぼ終了したところでございます。あと、接種ができていない対象農家につきましては、引き続き状況を御説明申し上げ、ぜひとも御理解いただけるようお願いしてまいりたいと思っております。

下の表は、搬出制限区域内の飼養頭数についてであります。早期出荷の対象となる牛、豚等の飼養状況を表にしております。牛では西都市が一番多く7,510頭、豚では日向市で9,238頭となっております。

続きまして、18ページから20ページにつきましては、農家等への支援策の概要について、国・県別に載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

県におきましては、国の現地対策本部と連携を密にし、関係機関や団体等の御協力をいただきながら、防疫措置の徹底による封じ込めに全力を尽くしているところであります。今後とも議員の皆様方の御理解と御支援をお願い申し上げます。以上です。

○蓬原座長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

◎ 質疑等

○蓬原座長 それでは、執行部への質疑等に入りたいと思いますが、各会派の持ち時間等は、お手元に配付の質疑時間割のとおりであります。

なお、本日は、残時間表示板をこちらに設置しております。ブザーは終了時の1回のみとなります。終了予告のブザーは鳴りませんので、御留意の上、質疑等を行っていただきますようお願いいたします。

それではまず、自由民主党から順次、質疑等

をお願いします。中野一則議員。

○中野一則議員 自民党は4名で短い時間ではありますが、質問していきたいと思ひます。

まず、口蹄疫発生について、今までに殺処分された農家の皆さん方、そしてこれから殺処分されるであろう農家の皆さん方に、党を代表いたしまして、心からお見舞いを申し上げます。また、知事を初め各かい、それぞれ埋却あるいは殺処分等に一生懸命取り組まれた皆さん方に、心から感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。時間がありませんから、はしょって質問してまいりたいと思ひます。

本日は冒頭に、けさの新聞報道を聞きました。あるいはまた、本日発効するであろう特措法、これが国家権力で殺処分できるという内容になっているようであります。そういうことがあっても知事を激励して、もっともっと頑張ってくれということをして49頭について思っておりましたが、先ほどの結果を聞きまして、非常にながっくりきました。質問もあきらめようかという気持ちになったところでもあります。近日中に殺処分をされると申されましたが、これはやむを得ないことだというふうに思っているところでもあります。それで、そのことはもう質問できませんから、あとのことについて質問してまいりたいと思ひます。

まず、種雄牛がこういうことで49頭なくなるわけですね。そうすると、次世代の種雄牛もつくらないかん。雌の基礎牛も350頭おるわけですが、これがそれ以下になってしまっているわけですが、やはりそういう中であつても、次世代の種雄牛をつくっていかなきゃならない、こう思っております。そのためには、何といつても、今とまっている人工授精の再開をすべきではなからうかと思ひますが、いかがで

しょうか。

○緒方農政水産部総括次長 搬出制限区域や制限区域外につきまして、口蹄疫の発生原因あるいは感染経路がまだ十分解明されていないということがございます。したがひまして、自己所有の自家受精を除きましては、複数の畜産農家を対象とした人工授精は、当分の間、自粛していただくよう願ひしているところでございます。なお、業務の再開につきましては、ワクチン接種の効果ですとか、あるいはえびの市の清浄性確認の状況を見ながら、対応を検討してまいりたいというふうを考えております。

○中野一則議員 次に、危機管理についてお尋ねしたいと思ひます。口蹄疫は大変リスクの大きいものでありまして、その中での種雄牛、49頭が全部なくなるわけですが、それでも5頭残っております。また、高千穂には16頭の直接検定牛がおるわけですが、これもやはり危険を分散する。リスクが大きいわけですので、危険を分散して、5頭をばらばらに、別々に飼育してほしい。16頭も別々に飼育してほしい。やはり1頭1頭は10キロメートルを超えて、そういう感じでぜひしてほしいと思ひます。もう5頭しか残っておりません。その次は16頭しかないわけですから、やはりリスクが大きい口蹄疫ですので、そのことを早急に実現してほしいと思ひます。どうでしょうか。

○緒方農政水産部総括次長 私どもにとりましては、移動制限区域内の生きた家畜につきましては動かさないというのが大原則であると、そういう認識のもとに現在まで対応してきたところでもあります。結果といたしまして、多々反省すべき点があつたというふうを考えております。今後は、残された種雄牛の防疫対策に万全を期

していきたいというふうに考えておりますが、種雄牛の管理のあり方について、広く意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えております。

○中野一則議員 5頭は大至急しないと、49頭の中の2頭がこういう結果になったんでしょう。5頭の中の「忠富士」もああいう結果になっているんでしょう。早く何とかしてくださいよ。そうしないと、1頭も残らなくなりますよ。16頭の件も同じです。また種豚、豚も同じですよ。周りの県は全部豚を含めて大移動しているわけですから、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

それから、この危機管理について関連ということで質問していきたいと思うんですが、朝鮮半島で1月7日に口蹄疫が発生しました。それで、1月8日には山梨県の家保が、それから1月15日には新潟県の畜産課が、1月20日には岡山県の家保が、ホームページ等を使って、畜産農家を初めいろんなところに注意を喚起する報道というか、やっているんですよね。宮崎県はこのとき、いかがな対応をとられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○岩崎家畜防疫対策監 近年、韓国及び台湾など、近隣国で発生しておりました口蹄疫の情報につきましては、ウイルスの型やあるいは感染力の強さ等を含めまして国から情報を得て、口蹄疫防疫対策にかかわる会議等を開催するなど、その都度、市町村への周知をしてきたところでございます。

○中野一則議員 やはり今はホームページ等があるし、メディアも発達しておるわけですから、10年前に92年ぶりに発生した宮崎県でもあるわけですから、もっと積極的な注意喚起をしてほしかったと、このように思います。

後は次に譲ります。

○蓬原座長 横田議員。

○横田議員 自民党の横田照夫でございます。

先ほどの知事の御報告をお聞きしまして、本当に残念きわまりない思いでございます。でも、体力の限界の中で口蹄疫の防疫対策に打ち込んでいただいております皆様方に対しましては心から感謝の気持ちを表して、質問に入らせていただきたいと思います。

我が国で初めてワクチン接種が行われているわけですが、感染もしていないのにワクチンを接種して殺処分される農家、また、自分たちの地域が盾となって、これ以上の感染を食い止めなければいけないという犠牲的な精神でワクチンを受けられた農家は、行政による埋却地の確保と、みずからその埋却地まで家畜を搬入していくから、そこで殺処分してほしいと強く望んでおられます。それらの農家の気持ちをしっかりと受けとめていかないと、今後の協力は得られないのじゃないでしょうか。

そこでまず、埋却地の確保について御質問します。これはほかのところでも同じだと思うんですが、例えば佐土原町では、多くの牛舎が住宅地域の中にありまして、近くに埋却できる土地がほとんどありません。佐土原町域にはワクチンを打った家畜が約3,000頭おりまして、全頭埋却するには3ヘクタールぐらいの土地が必要ということであります。現在、宮崎市が佐土原町内の土地を一生懸命探しておりますが、なかなか条件が合わずに見つかっておりません。そこで、行政域を越えて探すことができないかをお尋ねいたします。

○押川農政水産部農政担当次長 お答えいたします。

行政区域を越えて埋却地が選定できないかという御質問でございますけれども、その件につ

きましては、実は相談を受けております。そういう中で、行政地域を越えても可能だろうというふうに私は考えておりますが、そこにはやっぱり地元の同意、それから相手の市・町、こういういったところにもきちんと理解をいただくという作業が必要ということで、そういうことを指示したところでございます。

○横田議員 その調整に当たっては、国とか県とかが間に入って調整していただくということで理解してよろしいでしょうか。

○押川農政水産部農政担当次長 こういう埋却地につきましては、私たちも積極的に御支援申し上げたいというふうに考えております。

○横田議員 続きまして、死んでからの搬送は、体液とかがにじみ出して、さらなる蔓延につながりかねないと思うんですね。生体での搬送のほうが、そういった意味で蔓延防止になるのではないかというふうに思います。また、自分の牛舎敷地内で殺処分されると、トラウマになって、またこれから再開しようというときに逡巡するんじゃないかという意見もございます。そこで、農家みずからが埋設場所まで家畜を搬送して、そこでの殺処分は認められないのか。当然これは超法規的な判断になると思うんですけど、いかがでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 ワクチンを接種しました農家の埋却地の選定につきましては、基本的には、ワクチン接種農家個人が確保することで進めているところでございます。しかし、ワクチン接種した家畜につきましては、発症家畜ではございませんので、なおかつ速やかに殺処分するために、生きた家畜を移動させて処分する等について、国と今後、協議してまいりたいというふうに考えております。

○横田議員 ありがとうございます。ぜひよろ

しくお願いいたします。

それで、一つの案なんですけど、例えば児湯畜連、今後児湯郡、牛も豚も全部なくなるわけなんですけど、その児湯畜連に搬入して係留場で殺処分して、新田原の基地の用地に埋却するか、そういうことはできないかといった案もあるんですけど、そういうことに関しましてはどのようにお考えでしょうか。

○押川農政水産部農政担当次長 殺処分、埋却に関しましては、効率的な方法を選びたいというふうに考えております。今お申し出がございました件につきましても、一つの私案というようところで、検討の材料にしたいというふうに考えております。以上です。

○横田議員 よろしくお願いいいたします。

次に移りますけど、ワクチンを打つということは、ワクチンを打って感染拡大を抑えているうちに発生地の処理をしていくというのが基本的な考え方だと思うんです。でも、ワクチンを打った農家は、一刻も早い処理を望んでおられます。それで、人材とか資材をふやしてでも対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○押川農政水産部農政担当次長 我々といたしましても、ワクチンを打っていただきまして、それから殺処分ということで、非常に農家の方に精神的な苦痛、そういったものも与えているんじゃないかという感じを持っています。我々としては、速やかに処分する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○横田議員 ありがとうございます。

それと、ワクチンを打ったということで、搬出制限区域内の農家も含めて、防疫意識の低下が見られるというふうにもお聞きしております。それで、防疫体制に対するモチベーションをい

かに落とさないように農家に指示をしていくのか、その方策があったらお聞かせいただきたいと思ひます。

○岩崎家畜防疫対策監 ワクチンを打った接種農家につきましては、現在、1,000数戸ということになっております。これらのワクチンを接種しました農家につきましては、今後、気の緩みがないように周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○横田議員 私の住む佐土原町でも、今ほとんど全頭に近い頭数がワクチンを打たれたわけですけど、散水車で消毒薬を毎日毎日、何回もまいております。道路が真っ白けになっております。佐土原町から絶対出さないぞというような思いでみんな頑張っておりますので、ぜひ、そのような周知方をお願いしたいと思ひます。

続きまして、搬出制限区域内の早期出荷対策についてお尋ねをいたします。先ほど、県内に対象となる牛が約1万8,200頭、豚が約1万5,300頭と御報告がありましたが、それを処理する食肉処理工場の稼働能力と予想処理日数をお聞かせいただきたいと思ひます。

○児玉畜産課長 早期出荷につきましては、実現に向けまして、現在、関係団体等と協議を進めておるところでございます。ミヤチクの都農工場の処理能力が、牛で1日当たり60頭、豚で820頭でございます。また、区域内の早期出荷の処理対象頭数が約7,700頭というふうに予想しておりますが、それで計算いたしますと、約3カ月というふうに考えております。

○横田議員 私たちが聞いている日数からするとかなり早いので、ちょっと安心をいたしました。

それと、食肉として流通させることの可能性をお尋ねしたいと思ひます。

○児玉畜産課長 早期出荷されました食肉につきましては、肉質の低下はあるというふうに考えておりますけれども、食肉の安全性には問題ないということで、流通は可能であるというふうに考えております。

○横田議員 いろいろ寄せられている要望の中に、市場流通をさせることがないように、国による買い取りを要望する声がありますけど、その可能性はいかがでしょうか。

○児玉畜産課長 現在までのところ、国のほうからは買い取りというようなことは示されておられません。

○横田議員 それで、食肉として流通させることになると思うんですけど、そういう場合、例えば、それを隠すことなく、「わけあり牛肉」みたいなキャッチコピーなんかで売り出したほうが、国民にも消費者にも、より理解をいただけるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○児玉畜産課長 「わけあり牛肉」というのもどうかと思ひますが、そういった風評被害が出ないように、食肉の安全性等については、県民、国民に周知していく必要があるというふうに考えております。

○横田議員 今まで宮崎牛ブランドで一生懸命みんな頑張って売り込んできたわけで、それがこの食肉が流通することで低価になってもいけませんので、それをはっきり国民に理解してもらった上で購入していただいたほうが、ブランド牛を傷つけることにもならないんじゃないかと思ひますので、いろいろ御協議をいただきたいと思ひます。

それと、食肉に適さない、例えば子牛とか子豚、内臓、皮などの処分はどのようにやっつけられるのでしょうか。

○児玉畜産課長 食肉に適さない子牛、子豚につきましては、化製処理あるいは焼却処理を行うというような方向で検討しております。

○横田議員 お聞きしているところによりますと、高城町の施設とかエコクリーンプラザとかが出ているようでありますけど、その受け入れ体制がとれるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○児玉畜産課長 都城の南国興産につきましては、都城北諸管内のほうから強い反対がございまして、今のところ、南国興産には、食肉処理によりまして出た内臓等ごみ、皮、そういったものの搬出はできない状況でございしますが、搬出制限区域内の食肉に適さない子豚等については、了解を得ておるところでございします。

○横田議員 都城の人たちがそういう危険なものを持ち込んでほしくないという気持ちは、物すごくよくわかるんですね。でも、先ほど言いましたように、佐土原の人たちなんかでも、自分たちが犠牲になってでも、これ以上、南に感染を広げないよというところで、ワクチンを受けることを認められました。そういった意味で、本当に宮崎県みんなが一丸となって拡大を防ぐことが大事だと思いますので、そのあたりもぜひ御理解をいただきながら、南国興産の使用ができるように説得をしていただきたいなと思います。

また、速やかに緩衝地帯をつくるために、10キロの範囲を3キロぐらいに縮めることはできないか、お伺いをいたします。

○岩崎家畜防疫対策監 移動制限区域の話でございましょうか。

○横田議員 搬出制限。

○岩崎家畜防疫対策監 搬出制限区域につきましては、今のところ、円を動かすことについて

は、国との協議というふうになっておりますけれども、現在の発生状況等を勘案しますと、それを縮めるということについては、今の時期では非常に時期尚早かなというふうに考えております。

○横田議員 わかりました。

それでは次に、終息宣言をいつ出すかということでお伺いいたしますけど、殺処分対象家畜の処理がすべて終わった段階なのか、それとも搬出制限区域内家畜の処理がすべて終わった段階なんでしょうか。それとあわせて、子牛競り市再開の判断時期はいつごろになる考えでしょうか。

○児玉畜産課長 終息宣言につきましては、最終発生農場の殺処分完了から21日が経過した後、移動制限の解除を行いまして、清浄性の確認検査を実施しながら、国と協議して終息宣言をしていきたいというふうに考えてございます。子牛競りの開催につきましては、こういう時期に、また開設者のほうと十分協議して決定していきたいというふうに考えております。

○横田議員 家畜伝染病予防法は、昭和26年につくられた法律だと聞いております。まだ牛を役牛として使っていて、各農家に1～2頭しかいなかったような時代の法律であります。現在のように大型化した畜産には全く当てはまらない法律であるというふうに考えます。また、農水大臣の防疫指針も、10年前の奇跡的な成功例をもとにしてつくってありまして、今回のような本来の口蹄疫には合わないところがたくさんあるというふうに考えます。知事の6頭の種牛緊急避難の判断はすばらしい大英断だったというふうに、私も思います。今回の口蹄疫は、移動禁止区域内のワクチン接種牛の埋却地までの移動とか食肉処理工場の稼働などを含めて、今

後も超法規的な判断をしなければならない場面が幾つも出てくるんじゃないかと思います。そういったときに、知事には素早い判断をお願いしたいと思います。知事、いかがでしょうか。

○東国原知事 議員御指摘のとおり、家伝法が現実、そしてまた状況に対応していない部分が多々ございます。その場その場で国との協議をするんですけれども、法を重視される国の対応とちょっと温度差があったりなんかするんですけど、今後、移動制限区域をどうするのか等々も含めまして、実情に合った法の適用というのを今後も強く求めていきたいと考えております。

○横田議員 ありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

○蓬原座長 松村議員。

○松村議員 49頭の事業団の種雄牛、本当に残念でございます。事業団の周辺で、1万5,000頭以上の豚がいまだに処分されずに、そのまま放置されております。防疫措置が進まないというところには、埋設地が足りない、非常に確保が難しいという大きな課題があります。県や農業関係の皆さんがそれなりの人員もたくさんふやしていただいて、当初に比べると、処理スピードは大きく上がってはきていると思いますけれども、まだまだ発生する畜体のほうが多いというのが現状でございます。そこで、埋設地の確保はどのようになっているのか、お伺いします。

○山内地域農業推進課連携推進室長 5月27日までの患畜及び疑似患畜発生221例のうち、未処分頭数の割合は、牛で51%、豚で38%となっております。未処分農場102農場のうち、まだ場所の選定中である農場は34農場といった状況になっております。

○松村議員 質問がちょっと悪かったと思いま

すけれども、新たに農業公社等での買い取り等が今、始まろうとしているところがございますが、これは土地確保に対しての新たな展開じゃないかと思います。地元の市町村長とか、あわせて多分、公社での買い取りという話が急速に進んでいるんじゃないかと思います。このことで、土地確保が進むスピードが一段と速まるんじゃないかと思うんですけど、そのことを今どれぐらいの形で協議がされているのかをお伺いしたいと思います。

○山内地域農業推進課連携推進室長 農地保有合理化事業の活用につきましては、先般より、市町村の担当課長を集めまして、制度の説明をいたしております。それで、いろんなまとまった農地の確保ということで、それぞれの市町村のほうで現在、調整が進められているところです。

○松村議員 土地の確保というのが、それぞれの担当市町村あたりでも本当に大きな悩みでもあります。これから埋設、まだ18万頭以上の処理が待っているわけでございます。埋設地の確保に全力を挙げていただく、これがまず再開を早めることになるのではないかと思います。埋設地の確保とあわせて、人員の増員というのも大きな課題じゃないかと思います。範囲が非常に広がったということで、ある程度分散して動員をかけていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、自衛隊の再度の人員増員の要請ということに関して、どのように話が進んでいるのかお伺いします。

○稲用総務部長 自衛隊の派遣につきましては、当初、御依頼した後に100名の派遣をいただきました。その後、増員しまして、陸上自衛隊が250名、航空自衛隊20名、現在270名の派遣をいただいているところであります。連隊長とも

御協議しておるんですけれども、集中的に埋却作業等が必要になってきた場合には、再度お願いをして——これはいろんな手続というか段取りは、殺処分から埋却日数までであると思えますけれども、最終的に集中的にやっていくという状況になった場合には、さらなる増員をお願いしているところです。

○松村議員 報道等によりますと、これまでの埋設処分を勘案して、これからの埋設処分にかかる期間という、2カ月以上かかるだろうという報道等もされております。最高でも今の能力的には1日3,000頭、60日で18万頭ということでございますから、うまくいって2カ月ということだと思いますけれども、これを一日でも早めるということ——やはり埋設地と人というのが一番大事なことだと思いますし、一日でも早い処理というのが、最終的には農家の新たなスタートを切れる一番の希望だと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

農家への日々の生活や経営再建までの支援についてお伺いしたいと思えます。発生から1カ月以上たち、農家の皆さんも収入の道が絶たれ、一方では、えさ代、人件費などの経費あるいは日ごろの生活資金など、支払いは続いております。当面の生活資金への不安も聞こえてまいります。ただ、その中で、農家の方々も非常に孤立されております。無利子の資金の活用状況も含めてどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思えます。

○児玉畜産課長 出荷停止などによりまして収入が途絶えました農家の方は、営農の継続だけでなく、当面の生活も大変厳しい状況になっておるといふふうに認識しております。このため、県といたしましては、出荷再開や補償までの間の生活資金として、5月12日に知事専決

によります補正予算で、当面の生活資金といたしまして、貸し付け限度額を発生農家の方は200万円、発生農家以外の農家の方は100万円とする、無利子の畜産経営体生活支援資金を創設したところでございます。以上でございます。

○松村議員 そのような資金が十分に農家の皆さんに周知されていない、あるいは非常に農家の皆さんも情報がない、あるいは孤立しているというのがよく聞こえてくるわけでございます。どうぞ、農家の皆さんが安心して使えるような状況をつくっていただきたいと思っております。

次に、県のほうでは、県税の猶予等に関して、それぞれ処置をされているようでございます。各種税金あるいは年金、保険等の公的基金——これは県だけじゃなくて市町村にも当てはまると思えますが——そのほか水道、電気、電話、受信料などの免除や支払い猶予の取り扱いについてはどのようにとらえられているのか。

○稲用総務部長 県税につきましては、今、議員のほうからのお話にありましたように、徴収猶予等を行っております。国におきましても、国税について、同じように徴収猶予あるいは申告期限の延長、国民年金保険料につきましては、免除措置等についても検討されているというふう聞いております。国民健康保険税あるいは介護保険料につきましては、その減免、支払い猶予というのが、保険者であります市町村長の権限によって行われるというふうになります。県としましては、適切な対応をしていただくように助言をしてまいりたいと思えます。また、電気料金、ガス料金、私立学校の授業料等につきまして、県から直接事業者のほうに、柔軟な対応ということをお願いをしたところでございます。口蹄疫で被害を受けられました皆様方の状況を十分にお聞きして、適切な対応をしてい

きたいというふうに考えております。

○松村議員 今回の口蹄疫に関しましては、全国から温かいお見舞いが参っております。義援金あるいは寄附金をいただいておりますが、その状況と、農家の皆さんへの分配といたしますか、県と、それぞれの市町村の自治体にも義援金が参っているということでございます。けさの新聞で見ますと、都農町は農家1戸当たり10万円——発生農家、全畜産農家ですか、10万円を一時金として手渡すという報道もありました。それぞれの市町村で取り組みも違うと思っておりますが、県としてはどのような取り組みをされるのかお伺いします。

○高橋福祉保健部長 福祉保健部でございます。県では、県共同募金会とともに、被害を受けられた畜産農家の皆様への直接の助成の一つとしまして、宮崎県口蹄疫被害義援金の募集を5月14日から開始したところでありまして、27日現在、4億2,900万円余りの寄附をいただいております。県内外を問わず、個人や企業など多くの方々から寄せられており、まことにありがたく、心より感謝申し上げます。畜産農家への配分につきましては、7月30日の募集期間終了を待たず、なるべく早い時期から数回に分けて該当の畜産農家に届けたいと考えております。以上でございます。

○松村議員 ありがとうございます。

次に、経営再開までの生活面での支援となる家畜防疫互助基金の農家への支払い時期等の取り扱いについてであります。この互助基金というのは、殺処分が終わった農家から随時支払われていくのかお聞きしたい。それと、再開を目指して農家の方はほとんどの方がやられるわけでございますが、最終的に再開ができなかった農家の取り扱いについてどのようになるのか、

お聞きしたいと思っております。

○岩崎家畜防疫対策監 家畜防疫互助基金の中には、淘汰互助基金、経営支援互助基金、埋却・焼却等の互助基金等の3つの基金がございます。そのうち、経営再開に向けた経営支援互助基金につきましては、原則としまして、契約頭数を導入することによって支払われるというふうに、今のところ聞いております。ただし、ワクチン接種農家については、原則、家畜の導入がなくても支払われるというふうなことを聞いておりますけれども、その詳細については、現在、国のほうと協議してありまして、この段階では、そのような情報しかお伝えできないということでございます。

○松村議員 ワクチンを打とうが、患畜として殺処分されようが、結果的には自分の畜舎の中は空っぽになるわけでございます。ゼロからのスタートということで、スタートを切れるか切れないかというのは、経済状況やいろんなケースがまた出てくると思います。ただ、自分の家畜を投げ出したということは同じだと思いますので、その辺もあわせて、今後、国のほうへお話を進めていただきたいと思います。

次に、殺処分される家畜の手当金、この中で時価評価額ということでございますが、時価評価額というのは、牛、豚、それぞれ違うと思うんですけれども、今その言葉しかないものから、果たしてどのようなものなのか、私もよく理解できないので、御説明を願いたいと思っております。

○児玉畜産課長 今回の口蹄疫発生にかかわる家畜の評価につきましては、家畜伝染病予防法の58条に基づき、県が直近の生産費調査や市場価格等を用いて策定いたします家畜評価基準を設定し、さらにこれに能力や血統等を加味しな

がら、家畜防疫員、市町村、JA職員などの3名以上の評価人で、適正に評価額を決定することといたしております。

○松村議員 今、概算払いという形で始まったばかりでございますけれども、農家の皆さんには、果たしてうちの財産は幾らだったのかということも、今後の再建に向けての新たな材料となってきますし、再建のスキームを考える上でも、時価評価の内容というのが大事になってまいりますので、農家の不安を払拭できるよう、どうぞ早目にそのことを提示していただければと思っております。

次に、農家の皆さんの中には、大型養豚農家等、従業員をたくさん抱えられている農家もございます。ただ、今回のケースで、従業員の皆さんを何とか雇用したいけれども、雇用できないという悲痛な思いがあります。農業関係の今度の口蹄疫に影響を受けた企業に対しては、雇用調整助成金等の措置がございますけれども、直接、農家の雇用に対しては何らかの助成はできないのか、あるのかお伺いしたいと思います。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部からお答えします。今質問のありました雇用調整助成金につきましては、景気の変動あるいは産業構造の変化、こういう経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象にしている事業でございます。今回は、口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した事業者については対象になったわけです。例えば製造業とか。しかしながら、これは厚労省の考え方なんですけど、今回の口蹄疫被害を直接の理由とした畜産農家の事業活動の縮小については、今のところ、助成金の対象外とされております。一方で、今回の被害農家の従業員雇用につきまして、国において具体的な対策措置

がまだ明確になっておりません。そこが今、空白の状態になっておりまして、我々としまして、被害農家の従業員の確保は非常に大切なことでございますので、国に対しまして、新たな雇用措置対策等を早急に打ち出していただきたい、あるいは早急に既存制度を活用しながら、それを適用していくような対策をとっていただきたい、そういうのをお願いしていきたいと考えております。

○松村議員 よろしくお伺いいたします。

ワクチン接種についてお伺いしますが、2週齢以下の豚、この豚にはワクチンを接種していないのかなど。農家の方から聞いたんですが、接種していないと。あるいは、これから生まれるだろう子豚、この子豚も多分接種されないのかなと思っておりますが、これから処理に対してどれぐらいかかるのかということを考えますと、今後、その2週齢以下の豚あるいは新たな子豚に関してワクチンを打たなくていいのかどうか。その判断と、ワクチンを打っていないんですから、補償から外れるんじゃないと言われる方もいらっしゃるんですけども、この補償について、あわせてよろしくお伺いします。

○岩崎家畜防疫対策監 現在、口蹄疫のワクチンの対象家畜につきましては、議員が御指摘のとおり、14日齢以下につきましてはワクチンの対象にしておりません。これにつきましては、国のほうで「口蹄疫ワクチンの接種方法について」という接種マニュアルが作成されておりまして、それに基づきまして、14日齢については接種対象から外しているということでございます。一方、養豚農家、特に一貫経営の農家につきましては、日々子畜、いわゆる子供が毎日のように生まれてくるわけです。それについても当然ワクチンの対象にはしておりません。ワク

チンの考え方なんですけれども、今、約10万3,000頭ぐらいの対象家畜についてワクチン接種がほぼ終了しております。この10キロメートル以内のワクチンの接種については、あくまでも蔓延防止を目的に打っておりますので、いわゆるマスでワクチンを打つということで、確かに14日齢については無防備の状態でございますけれども、10数万頭の対象ワクチンを打つことによって、マスでの防疫ということで考えております。一方で、このワクチンは輸入ワクチンでございます、汚染国で使われているワクチンでございます。一応移行抗体等を考えれば、14日齢以下にワクチンを打つということについては、科学的な根拠からいけば外すほうがベストかなというふうに考えております。

あと、ワクチンを打たなかった子畜についての対処をどうするかということでございますけれども、これについては、我々としては当然、手当金の対象となるよう、今後とも国に要望してまいりたいというふうに考えております。

○松村議員 次に、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、発生農家で処理が済んだ方々、畜産農家の方々でございますけれども、この方々は非常に家畜の取り扱いになれていらっしゃいます。この方々に作業に参加していただければ、かなりスピードが上がるのではないかと。そして、そういう農家の方々も、もう畜体がなくなっているわけでございますし、従業員の方もいらっしゃいます。この方々に作業に参加していただくことで、これらの生活支援ということにもなると思うんですが、この件に関してはどのような形でされるかお伺いします。

○児玉畜産課長 議員の御指摘のとおり、防疫作業員として現在、作業に参加をしていただいているところでございます。畜産農家の方々は、

家畜の取り扱いやリフト等の重機の扱いにもなれておられますので、こういった方を雇用し、作業のスピードアップを図っておるところでございます。また、それが従業員の方々の雇用にもつながっていっておるといふふうに認識しております。

○松村議員 ありがとうございます。まだ多くの方がいらっしゃると思いますので、どうぞ積極的にお声をかけていただきたいと思います。

さて、発生農家と10キロ内ワクチン接種農家、そして20キロ内の早期出荷対象の農家の皆さん、ともに最終的には全頭を処分して、すべて畜舎の中が空っぽになるわけでございます。同じ思いだと思います。そこで、最終的な救済というのは、当然同じでなければならないのではないかと思います。救済の方法は別として、最終的には同じような救済補助の考え方でよろしいのかお伺いします。

○永山農政水産部参事（口蹄疫対策担当） 現在、具体的に救済策等で示されていますのは、おおむねワクチン接種に関するものでございまして、それ以外のものについて、まだ具体的には示されておられません。ただ、私たちの考え方としては、今議員が御指摘のとおり、被害を受けた農家の方々が安心して続けられるようにということであるべきだと思っておりますので、さまざまな提案・要望は行っていきたいというふうに思っています。

○松村議員 ありがとうございます。

最後になりますが、多くの農家の皆さんも、自分の家畜を守るという必死の思いでございましたが、これ以上の拡大を防ぐためにワクチン接種が行われ、経営再建にはどうすればよいのかと気持ちを切りかえて、このことに心も痛めているのではないかと思います。きょう提案も

されておりましたが、経営再開に当たっては、さまざまな課題が発生すると思います。農家の不安を解消するためにも、総合的に相談指導する経営指導員が農家ごとに担当して、1人の担当者ですべての案件が相談できるというような体制をつくっていただいて、新たな農家の再建スタートをできるだけ速やかに安心して切れるように、この相談事業というのをどうぞ充実していただきたいとお願い申し上げまして、私のほうは終わります。ありがとうございます。

○蓬原座長 黒木議員。

○黒木正一議員 前の質問と重ならない部分で質問をいたします。

国、県、市町村にそれぞれ対策本部がありますが、市町村でそれぞれ異なる道路の蔓延対策が行われております。例えば椎葉村では、プールをつくって消毒槽で消毒をしておりますし、諸塚村に入りますと、噴霧器を使った消毒を行っておりますし、美郷町に入りますと、消毒マットを使った蔓延対策をやっておるということで、それぞれ地域の事情に合ったやり方をしておるということで、間違いではないと思うんですけども、国、県、市町村、一貫性のあるマニュアルに沿った対応がなされているのかどうかをお伺いします。

それから、10年前に発生したときには、近隣国で発生したと、わらを輸入しておるということで、鹿児島か宮崎には口蹄疫が発生するかもしれないということ、それぞれの担当職員が集まっていろんな対策を協議したようでありまして、日本に来るなら来てみろといった意識づけがあったと。そして、いろんな畜産の行事において、口蹄疫が入るかもしれないという意識を持っていたということではありますが、今回はそのような対策がとられたのかどうかをお伺い

いたします。

○児玉畜産課長 1月22日に、韓国での口蹄疫発生を受けまして、市町村、関係団体等を集めまして、農場への消毒や衛生指導の徹底をお願いいたしますとともに、万一発生した場合の防疫対応についても周知をしたところでございます。また、5月11日には、児湯地域の5町、それに近接いたします3市を加えまして、今後の防疫対策について具体的に協議を行ってきております。さらに、発生市町村におきましては、県職員等を駐在させまして、県と一体となった防疫対策に取り組んでおるところでございます。

○黒木正一議員 10年前の発生以降、獣医学というんでしょうか、疫学というんでしょうか、獣医免疫学というんでしょうか、これが口蹄疫の研究といたしますか、そのような進歩がどれだけあったのか。畜産農家の話によりますと、「人間に感染しないということから研究が進んでいないのではないかと。怠慢ではないか」というような声があるんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 海外悪性伝染病でございます口蹄疫の国内での検査につきましては、東京の小平にございます動物衛生研究所海外病研究施設に限られておまして、そこで検査が行われております。基本的な検査は、PCRとリアルタイムPCRという2つの手法で検査しておりますけれども、基本的な検査方法については、10年前と変わっておりません。一方、疫学でございます。獣医学、疫学につきましては、最新の手法として、統計学的な手法を用いまして、人あるいは物の動き等を中心に、県が疫学調査をやっておりますので、その聞き取り調査に基づいた関連性の分析を行っているところでございます。

○黒木正一議員 さきに国の疫学調査チームが入りました。どのような調査が行われ、どのような成果が出たのか。

それから今、感染拡大を防ぐために大変な努力をしておられるわけでありませうけれども、この問題が非常に悩ましいのは、守る一方で、なかなか攻撃に移れないということがあります。それは感染ルートがはっきりしないということでありませうけれども、現在の時点で、感染原因をどのように分析されておるのかをお伺いいたします。

○岩崎家畜防疫対策監 国が設置しました口蹄疫疫学調査チームにつきましては、4月29日に本県に入りまして、1例目の発生農場の視察を行ったところでございます。さらに、10例目までの発生状況と今後の疫学調査の進め方等について検討したと聞いております。今後とも、引き続き検討会が開催されると聞いておりますので、発生原因が早急に究明されることを、我々としても期待しているところでございます。

○黒木正一議員 えびの市では、ある程度の範囲で蔓延防止、封じ込めができておるわけですが、えびの市と児湯郡等々を比較して、どのような差があると認識しているのか。また、なぜえびの市に感染したと考えられるのかをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、川南町、都農町の中でも、感染した農家とそうでない農家があるわけでありませうけれども、その違いは何なのかをわかる範囲でお願いいたします。

○岩崎家畜防疫対策監 まず、えびの市における発生が、児湯管内で発生しました発生状況と比較しまして、早期に清浄化されたところとございます。えびの市での発生の原因、あるいはえびの市が早期に清浄化が図られた、そのよ

うないわゆる疫学あるいはウイルスの動き等々につきましては、先ほど申し上げましたように、国が設置しました口蹄疫疫学調査チームの所見を待ちたいというふうに考えております。

あわせまして、川南町、都農町の中でも、確かに円の中心にある酪農家等においては、感染が確認されていない農家がまだ数十戸残っております。これらにつきましては、口蹄疫のウイルスというのは、感染動物との接触、その生産物、汚染物品等により伝播すると言われております。家畜やその管理用具、飼料あるいは排せつ物等の移動を禁止したり、あるいは消毒の徹底を図っていくところでございますけれども、川南町、都農町等での発生農家と非発生農家との違いについては、申しわけございませんけれども、繰り返しになりますが、国が設置しました口蹄疫疫学調査チームの所見を待ちたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 次に、野生動物の対策についてお伺いしたいと思います。ちょうどイノシシとかシカが増加したときに口蹄疫が発生したということで、農家にイノシシやシカが接近するという畜舎は非常に多いのではないかと思います。これらに感染した場合、どういう拡大があるかというのが非常に心配されるんですけれども、この対策をどのように考えておられるのか。それから、イノシシとかシカの野生動物の偶蹄類が口蹄疫に感染した例はあるのかをお伺いします。

○井上営農支援課長 これまでに国内における野生動物の口蹄疫発症の事例は確認されておりませんが、イノシシ、シカへの対策は大変重要であると考えております。イノシシ、シカにつきましては、これまで農作物等への被害防止の観点から、集落での追い払い活動あるいは防護

さくの設置、有害鳥獣捕獲等に取り組んでいるところでもあります。口蹄疫の防疫対策を徹底いたしますために、市町村とは今後さらに連携を図りながら、特に鳥獣保護員等による巡回パトロールの強化、新たに配置いたしますシカ・サル対策指導捕獲員の活用、ネズミ等小動物によるウイルス拡散防止のための畜舎周辺への消石灰等の散布、こういったことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○黒木正一議員 県内全域で行事や会合の中止・延期も続きまして、畜産業だけではなくて、地域経済への深刻な影響が広がっております。特に非常事態宣言以降、人の動きが鈍って、地域経済にも影響が拡大しておりますが、畜産関連産業、トラックとかカーフェリーとか非常に影響が出ているというようなうわさがありますけれども、こういうものがどういう状況になっておるのか。

それから、観光、飲食店等への影響はどうなっているのか。

それから、教育面でのいろんな大会の延期・中止が続いておりますけれども、この影響と対応についてお伺いをいたします。

○渡邊商工観光労働部長 畜産関連産業、いろいろあります。食肉加工工場、運送、それから飼料関係の製造業とかいろいろありまして、影響が多く出ております。特に川南、それから都農周辺、このあたりを中心に大きな影響が出ておまして、我々としても、いろんな意見交換等を通じまして、実情を把握しているところでございます。

それから、観光、飲食業等への影響につきましても、実情の把握に努めているところでございますが、特にゴールデンウィーク以降、予約キャンセルなどによる売り上げや客数の減少が

見られておまして、被害が拡大するにつれて、さらに減少しております。特に児湯地区における飲食業への影響は、非常に大きい状況になっております。県におきましては、各事業者に対しまして、先般創設しました口蹄疫緊急対策貸付、あるいは国の金融支援、あるいは先ほど出ましたけど、雇用調整助成金の特例措置、こういうものの周知徹底を図っているところでございますが、特に川南、都農では、先般、現地での金融相談等も実施したところでございます。また、観光関係団体と協力しまして、大手旅行代理店と旅行企画継続実施の働きかけ、こういうのも行っておりまして、風評被害の払拭等に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○黒木正一議員 最後に、このような緊急事態になりまして、緊急対策費用が当然かかってまいりますし、また、景気が悪い中で、県内経済へもいろんな影響が出てくると。そういうことで、税収減にもなるというふうに考えられるわけでありましてけれども、県財政に与える試算をどのように考えておられるかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○蓬原座長 その前に、教育長が先ほどの質問に答えます。

○渡辺教育長 県内小・中・高等学校、特別支援学校の多くの学校におきまして、口蹄疫の発生以降、修学旅行や運動会、参観日やPTA関係など、さまざまな学校行事の変更が行われております。例えば、修学旅行につきましては、4月から6月までに実施を予定していた学校が192校ありますけれども、過半数に当たる101校が日程やコースを変更いたしております。それから、運動会や体育大会につきましては、同じく4月から6月までに実施を予定していた学

校が45校ありますが、この80%に当たる36校が日程の変更やプログラムの変更を行っているところであります。

なお、児童生徒の状況について付言して申し上げますと、心理的なストレス等によりまして不登校傾向になった児童生徒もおりましたが、現在は元気に登校しているというふう聞いております。それから、口蹄疫の発生以降、5月24日までの状況でありますけれども、防疫対策として自主的に登校を控えていた児童生徒が26名おりましたが、それぞれの学校におきまして、これらの児童生徒に対しまして、課題を与えたり電話等による学習サポートを行ったりするなど、適切な支援に努めてきているところであります。それから、休学・退学の状況でありますけれども、県立高等学校における休学・退学はございません。以上です。

○稲用総務部長 今回提案の第3次補正予算を含めまして、3回の補正で総額116億1,016万1,000円を措置したところであります。そのうちのいわゆる県の手出しとなります一般財源は、83億7,386万1,000円となっております。このうち発生農家経営再建支援事業の50億円につきましては、全額特別交付税で措置されることとなっておりますが、その他の33億7,000万円余につきましては、特別交付税による措置を含め、国による補てん措置の内容が不明でありまして、試算は困難な状況であります。税収への影響につきましては、口蹄疫により被害を受けられました畜産農家などの所得の減少によります個人県民税の減収、それから畜産業や食肉加工業等の関連産業の収益減少によります法人県民税、事業税の減収などが予想されます。また、観光業や飲食業など、幅広い業種への影響も考えられるところでありますけれども、現段階で

税収への影響額というものを見通すことは困難でございます。

○蓬原座長 以上で自由民主党の質疑は終わりました。

休憩いたします。

昼からは13時再開、時間厳守でお願いします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○蓬原座長 定刻になりましたので、全員協議会を再開いたします。

質疑を行います。水間議員。

○水間議員 どうもお疲れさまです。新みやぎきの水間です。よろしく申し上げます。

先ほどからお話がありまして、本年4月20日に第1例が都農で発症しまして、もうとまるか、もうとまるかと思っておりますけれども、連日発症しまして、けさで221例、全体で15万2,403頭というようなことでございます。そしてまた、ワクチン投与によります殺処分による予定を入れますと、30万頭に近いというような話もあるわけでございます。現在、究明が難しい中で、蔓延防止対策に困難をきわめ、また、処分したものの埋却地が見つからないと。厳しい現実でございまして、その間に広がりを見せたのではとか、あるいは初期の体制が遅かったのではと、いろいろな意見や情報が飛び交う中で、実は先ほどのテレビで、さきにもお話がありましたが、今回、農林大臣が指定をした地域では、牛や豚の殺処分を国が強制的に行えるというような、口蹄疫対策特別措置法が全会一致で参議院で可決したようございまして、まさに喜ばしいことでございます。実は私も17日、新みやぎきで総理大臣に会いまして、このことを要望してまいったところでございます。ちょうど17日に対

策本部ができたのもそのときでございまして、そういう意味では、早く蔓延防止をしておきたいと思います。今回の特別措置法について、可決をしましたが、知事としてはどんな御認識をお持ちか、まずお聞かせをいただきたい。

○東国原知事 特別措置法に関しては、我々の思いといいますか、現場の非常に痛恨な思いを受けての可決であると考えております。内容に関しましては、1,000億というような細かな数字——私は、この1,000億は最初から要望していた大まかな数字でありまして、そういったものが盛り込まれたということに対しては、非常に評価をさせていただきたいと思っているところであります。また、細かいことについて、埋設地の問題、殺処分の問題等々、国が積極的に関与をしてくれということで、午前中にも申しましたが、家伝法は基本的に、発生農家が処分をしなければいけない、埋設をしなければいけないというような前提に立っておりますが、それを越えた超法規的な措置ということで、殺処分や埋設、そういったものが少しでも進むのではないかというような認識をしておるところであります。

いずれにしろ、補償の問題が、国が全額というようなところが、地方負担もあり得るのかなというような表記になっております。その辺がちょっと気になるところであります。おおむねこの特別措置法についてはありがたいという評価をさせていただいているところであります。

○水間議員 続きまして、私は先般、5月11日だったと思いますが、第1回目の全協のこの場で、今回の発生によって、一番南にあった農大校あるいはスーパー種雄牛がいる家畜改良事業団、ここに口蹄疫が発生するようなことがあってはいけない、死守をすべきだということでお

願いをいたしたところでございますが、そこで発生をし、また、避難隔離をしましたけれども、そこでも出、また49頭を、恐らく知事の見解で、知事の考え方で49頭を避難、回避するために。我々が全く知らない中でこの49頭が残されておったということでございますが、それについて、あの時点で、なぜもう少し早く移動ができなかったのか、隔離できなかったのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○押川農政水産部農政担当次長 あのと、6頭の移動というような形になりました。実は、我々といたしましては、口蹄疫の防疫指針なり、家畜伝染病予防法、そういったものの中では、移動制限区域を設定しました段階ではなかなか家畜を移動させることができないと。我々は、種雄牛に関しましても移動してはいけないというような感覚を持っておりました。そういった状況の中で推移していったわけでございますけれども、なかなか発生がおさまらない、そして、事業団の近くまで来たというような状況もございまして、我々といたしましては、5月8日の時点から、これではいけないということで、何とか国にお願いしていこうというようなことを考えまして、国と協議させていただくと。移動制限区域の中であるけれども、何とか我々としては種雄牛を守りたいということで御相談申し上げ、そして、10日の日、大臣が来られましたので、その席で知事からも申し上げていただいたという状況でございます。若干遅かったと言われて遅いかもしれませんが、ぎりぎりの線で我々も選択させていただいたというような状況でございます。以上でございます。

○水間議員 それで、結局6頭を避難させることになりまして、聞くところによると、13日に西米良村に向かいながら、途中で方向が変わっ

て西都市へ行った。それが14日である。ここらあたりの経過について御説明をいただきたい。

○児玉畜産課長 13日の正午ごろに高鍋の家畜改良事業団を出まして、当初は西米良村のほうに向かっておりましたが、西米良村のほうに新規就農者がつくりました牛舎が5キロ以内にあるということが判明いたしました。もしかしたらということも考えまして、そこを避けて、近隣に牛・豚のいない西都のほうに引き返したというような状況でございます。

○水間議員 そこらあたりなんですよ。我々は新聞紙上でしかそれがわからない。そういう説明があっていいじゃないか。どうですか。

○押川農政水産部農政担当次長 移動することにつきましては、移動制限区域から搬出するというような状況もございました。また、各県との兼ね合いもございまして、国とも協議しながら対応させていただきました。基本的には、対応がちゃんとでき上がりまして移動するというような形の中で、記者会見等で公表していったという状況はございます。即、皆様方にお知らせしなかったというような状況はございますけれども、記者会見の中で公表させていただいたという経緯がございます。以上でございます。

○水間議員 時間が迫っておりますが、ちょっとはしよりますが、今回、知事が非常事態宣言を発令されました。このことによって、先ほどから質問が出ておりましたが、いわゆる関連産業を含めて、畜産農家はもとより、すべての産業に影響が出てきている。先ほどありました商工観光労働部長の答弁、あるいは、ちょっと不服ですけれども、教育長の答弁、いろんなイベントがキャンセルになっている。ホテル業界、飲食店、食材関係、酒屋さん、旅行業、鹿児島県もきのうのテレビでは修学旅行が来ないとい

うような話でした。やっぱりここにはすべてを——畜産農家も大変ですが、全産業を、知事として、今回の口蹄疫の問題、もう一回景気回復をしていただきたい。本当にこれは言葉にかえられないぐらい今大変な時期に来ているんですが、その認識はお持ちでしょうか。そしてまた、商工観光労働部長あるいは教育長、これについてどうお思いか、お聞かせください。

○東国原知事 非常事態宣言の発令でございますが、前回の全協のときに、議員の方からそういう御提案もいただきまして、私としても十分な熟慮をさせていただいたところでありました。当然、非常事態宣言となりますと、こういう事態——県内の産業、イベント、あるいは学校等々への影響というのは甚大になるということは予想ができたわけでございます。ゆえに、非常に慎重な上にも慎重に判断をさせていただいた。非常事態宣言というのは、今回、県民の皆様をお願いをさせていただくという形で発令をさせていただきました。自主的なお願いであります。口蹄疫の蔓延がとまらない中、そして、あの時点で川南から高鍋に移り、南下を始め、えびのにも発生し、これは県内で総力戦といえますか、県民総ぐるみでとりあえずこの蔓延を防止しなきゃいけない、撲滅をしなきゃいけないという思い、それと県内への経済的なさまざまな影響、それを十分に考慮させていただいて、あのタイミングで皆さんをお願いをしたということになります。

結果、やはり予想を上回るような、経済的あるいは県民の暮らしに多大なる影響を及ぼしているところでもありますので、一日も早くこの収束に向け全力で邁進し、そしてまた、終息した後に、県内の経済あるいは産業、すべての再生に向かって全力を尽くしていかないとはいけな

と考えておるところであります。

○渡邊商工観光労働部長 各産業の影響については、今、知事が申し上げられたとおりでございます。我々としましても、いろんな対策を打っているわけでございます。ただ、今後、終息を見通しながら、観光需要とか飲食関係の需要を喚起するような新たな対策を積極的に打っていくと。今そういうものの準備等もしております。我々としましても、そういう形で直接的な支援——金融支援あるいは雇用調整助成金とか、そういう手当ての対策等は今やっておりますけど、やはり今後、終息を見通した新たな観光需要、飲食業の需要を喚起するようなイベントあるいは催しの実施、いろんな対策を考えて準備しておりますので、そういう対策を今後打っていききたいというふうに考えております。

○渡辺教育長 午前中の黒木正一議員の御質問に対してお答えしましたが、修学旅行について、4月から6月までに実施を予定していた学校192校のうち101校が、日程やコースを変更したというふうに申しあげましたけれども、これについて、県教育委員会から小中学校に対して、修学旅行を自粛しなさいとかそういう通知等は一切やっておりません。これは各市町村の判断です。

それから、ただいま紹介のありました、鹿児島県に修学旅行のキャンセルによる影響が出ているという報道が、昨日の夜、NHKでなされましたけれども、これについては、私ども県教育委員会からそのような通知は一切出しておりませんので、これはNHKにはっきりと申し上げたところでもあります。

なお、非常に厳しい中ではありますけれども、先ほどの口蹄疫の非常事態宣言を受けて、各種のイベント等も中止あるいは延期の措置がとら

れているところでもありますけれども、現在、県教育委員会では、県の高校総体、これはいろんな御意見もあります、しかしながら、最大限の防疫措置を講じて実施をしたいということで準備をしているところでもあります。以上です。

○水間議員 これで終わりますが、今、知事がお話しになりましたように、関係者の方で本当に頑張っていて、知事を先頭にとすることはわかっております。ですから、農政水産部長が倒れたということもありますが、責任が一極に集中しないような方向でひとつ頑張ってください。一日も早い終息を期待しまして終わります。

○蓬原座長 権藤議員。

○権藤議員 続いて権藤が行きます。国の支援体制等についてであります。当初は、発生するときには、国から専門家は来ているのか、そういう疑問もありました。消毒剤の体制はどうか、いろいろありましたが、そういう中で、1つには、大臣の顔が見えぬではないか、そういう御意見もありました。そこでお尋ねなんです。法に基づいた殺処分に至る過程等で、国と県で相互に意見を交換しながら、大臣云々というのは、実質的な面で何らかのそごを来したのか、こういうことを執行部にお聞きしたいわけでもあります。

○東国原知事 4月20日の第1例目の疑似患畜の確認直後、国でも農林水産省に口蹄疫防疫対策本部が設置されまして、まずは、全額国庫負担による消毒薬の配付や他県等の獣医師を派遣していただきました。また、感染経路を究明するための専門家による疫学調査チームの早期派遣や、本県からの要請を受けた迅速な自衛隊の出動を行っていただきました。さらに、その後の発生拡大を踏まえまして、5月17日には、国

では首相を本部長とする口蹄疫防疫対策本部を設置していただき、山田農林水産副大臣をトップとする現地対策チームを本県に派遣していただきました。この現地対策チームにおいては、各省横断的な課題について迅速な調整を行っていただいた結果、発生農家に対する手当金の概算払いの実現や、幹線道路における一般車両を対象とした消毒の強化、防疫措置に必要な物資、機材等の調達の円滑化など、本県防疫体制の強化に貢献していただいたと思っております。

○権藤議員 5月10日に赤松農林大臣が参りまして、動員の目標とか具体的な国の体制のとり方が明らかになりました。その後、山田副大臣を現場の本部長という形で現在やっておるわけではありますが、私どもとしては、そういうものに遅滞や遺漏があったということであれば、非常に責任を感じるわけがあります。そういう意味で、体制論議も確かに大事かもしれませんが、今の法律の範囲内で対応してきたことに対して問題等があれば、私どもも責任を持ってそれはつながないかと思っております。そういう意味で、重ねてになりますが、赤松大臣の動員体制その他、あるいはその後の山田副大臣のこちらに来てからの指示等で、県として不自由な点や何か問題があるということがあるのか、重ねて伺いたいと思います。

○東国原知事 赤松農林水産大臣が5月10日に来県されたときに示された関連対策としては、家伝法に基づく対応として、殺処分家畜等に対する手当金や、さらには県全域を対象とした全額国庫負担による消毒薬の散布などの措置、当面の資金対策として、家畜疾病経営維持資金の融資枠の拡大、家畜防疫互助基金の実施、さらには出荷適期を越えた肉豚への助成などが示されたところであります。その後、国の現地対策

チームを通じて経営支援策等の充実強化を要請する中で、疑似患畜の評価額と手当金の差額5分の1について、県が負担した場合、その全額を特別交付税で措置するとともに、概算払いにより迅速に交付することや、移動制限区域内のすべての牛・豚に対してワクチンを接種し、早期殺処分を行うための補てん・補償金や経営再開支援金が追加して措置されたところであります。これらの対応策の大半につきましては、基本的には今後実施されることとなりますが、殺処分に係る手当金につきましては、5月28日現在、発生農場に対して9件、1億5,100万円余の概算払いを行ったところであります。

○権藤議員 次は、埋却地対策等について。現在でも非常に問題が多いわけではありますが、本来、これは個人対応とか、あるいは大幅なものについては国の対応とか、いろいろ言われてまいっておりますが、2～3日前になって公社という話も出てまいっております。私は、これは地元町を含めて、まだ十分機能していないからこういう現象が起きているのではないかというふうに思うわけではありますが、公の部分で対処した土地の手当てというのはどれぐらいあるのか、お聞きをしたい。

○山内地域農業推進課連携推進室長 埋設地の対応につきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、基本的に自分の責任において処置するというこれまでの対応が中心でございましたので、基本的には、みずからの所有地あるいは、特に今回の場合、養豚農家とか大規模肥育牛農家とか、自前の農地を持っていない農家等がどうかございまして、その方々につきましては、他者の農地を購入するという形を余儀なくされたという現状にあるかと思っております。

○榎藤議員 それでは、汗を流して公的な土地を見つけたというものはゼロなんですか。どうなんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 公有地を利用した件数は、過去に1件ございます。畜産試験場川南支場で発生があったときに、隣接の農場でどうしても緊急に200頭ほど、全体頭数でいきますと約3分の1程度の発症豚を早急に処分しないとイケないという状況がございましたので、川南支場で埋却したときに、あわせて1例だけ民間の豚を埋却しております。

○榎藤議員 時間がありませんから前に進みますが、農大校の300頭弱というのは、もちろん農大校敷地内に埋設ということで理解してよろしいんですね。

○山之内地域農業推進課長 農大校につきましては、220頭の家畜（218頭の牛と2頭のヤギ）を殺処分して埋却したところでございますけれども、農大校の敷地内に埋却したところでございます。

○榎藤議員 私は、これだけ土地がないときに、農大校で200頭余りの埋設ということでいいんだろうかというふうに思うんです。知事にぜひお願いしたいのは、英断をもって、農大校の土地も有力候補地ということで挙げていただいて、ぜひ具体化をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○東国原知事 農大校に関しては、検討をしているところであります。ただ、公的な土地の提供となりますと、これまで私有地等々私財をなげうって協力をしていただいた方たちとのバランス感覚や公平性の問題等、さまざまな課題がありますので、そういったものも勘案しながら検討していきたいと考えておるところであります。

○榎藤議員 私は、この際、そういうものは後にしてでも、今の議論の中でも、私有地の評価あるいは有効期限内の賃借権、そういうものが議論されているわけですから、ぜひ英断をもってお願いしたい。これは時間の関係で述べません。

それから、種雄牛の話であります。鳥取県に国の牧場というのがあって、宮崎出身の系列の牛がおると。どうかと。こういう話があるわけではありますが、これに対しては、私は、49頭がきょう現在そういうニュースであれば、ありがたい話ではないかと思いますが、どのように考えておるか伺います。

○児玉畜産課長 鳥取の種畜センターの種雄牛の話は、私もテレビで拝見した程度でありまして、国のほうが、宮崎県の種雄牛のこういう状態をかんがみて、かなり心配してくれたんだろうなというふうに思っております。我々は、5頭の牛と直検牛の16頭を何とか口蹄疫から守りまして、この牛を中心にして宮崎牛を再生していきたいというふうに思っておるところでございます。

○榎藤議員 最後にしますが、国のほうからそういう話があったり、また49頭が壊滅的だということになれば、私は、前向きにすべきじゃないかというふうな意見を持っておりますので、これを申し上げて、次にバトンタッチします。

○蓬原座長 西村議員。

○西村議員 先日25日に日向市内でもワクチンの接種が始まりまして、それを終えた農家の方々との意見交換を行いました。先ほどの佐土原のケースと同じで、これ以上北へは行かせないと。同じく畜産農家をやっている仲間を守るといって、涙を流しながら協力していただいた方々の気持ちを代弁して質問させていただき

ます。

まず、5月21日に、知事また山田副大臣と共同でワクチン接種の要請をされました。その際に、ワクチンを使用するという決定、要請はどちら側から行ったのか。また、その経過はどのようなかをお聞かせください。

○東国原知事 ワクチンの決定に当たりましては、国のほうから提案がありまして、地元と協議をさせていただき、そしてまた、自治体の首長さんとも十分協議をさせていただきまして、補償の問題、さまざまな問題で話し合っ、意見交換をさせていただいた結果、国が決定をされたということであります。

○西村議員 先ほどからの質疑の中で、家伝法に関しては、非常な不備というか、現状とマッチしていない部分があるという話はたくさん出ておりますけれども、ワクチンを使用するに当たっての協議の段階で、どうして埋却地のこと、そして家伝法の不備な部分がクリアできなかったのか。実際打ってみて、現場というのは混乱し、また、愛着を持って飼った自分の牛また豚の処分に関して頭を悩ませ、不満に、そして不安に思っている農家のことを考えれば、そういう協議の場でなぜ一歩、確約というか、進めることができなかったのか。そういう協議の場はなかったんでしょうか。

○東国原知事 事は急を要するというを国に強く言われました。とにかくこの蔓延を一刻も早く阻止するんだと。そのために協力をしてくれないかと強く要請をされました。地元の首長さんたちも非常に悩んでおられました。これは国内で初めての事例でありますので、そういう法的な不備等々も懸念されました。さまざまな視点から、多面的な視座に立って考え、熟慮して得られた結果だと私は認識しております。

○西村議員 この方々は、せめて自分の敷地内で殺処分、埋却というのは勘弁してくれと。先ほどからも同じような話がありましたけれども、ワクチンをしている分だけ、移動に関しては法律を緩和していただいて、せめて合同で、また一緒のところ殺処分、埋却はできないのかという思いがあります。これに関してはぜひ力を入れていただいて、これだけは聞いていただくようお願いいたします。これは先ほど答弁がありましたので、必要ないです。

また、その農家の中には、殺処分に関して、条件、また買い取り価格等の金銭的な部分を、せめて1週間でも2週間でも早くに教えてくれないかと。当然資金繰りの問題もありますが、現状は今どのぐらいになっているんでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 ワクチンの接種によりまして殺処分される牛・豚等については、時価評価額の5分の5が補てんされるほか、ワクチン接種後、殺処分までの飼育コストあるいは経営再建支援などが国から補てんされると聞いております。これらの具体的な内容につきましては、現在、国で検討されているということでございます。

○西村議員 質問は、それがいつ農家のところに伝わるのかということなんです。

○岩崎家畜防疫対策監 先ほども申し上げましたように、具体的内容については、今、鋭意国のほうで検討がされております。実際、ワクチンを接種された第1号の農家でございますけれども、殺処分をしております。そういう意味でいけば、例えば具体的に殺処分前の1週間とか2週間とか、そういう時間の約束は今のところできないということでございます。

○西村議員 その補償内容が明らかになっていないからこそ、農家の感情というものは、非常

に不安である、不満であるということ、当然理解はしていただいていると思いますけれども、これが進まない、ワクチン接種または埋却に関して、今後、農家との信頼関係を崩すことになりかねませんので、できれば、殺処分すると決まった時点で、あなたはこのぐらいですと、せめてこれで次の再建も考えてくださいということができないと、とても今話に乗ってもらえる状態じゃないと思います。今のことを踏まえると、ほかの者が幾らになっているかというのは当然わからないとは思いますが、農家の中には、ワクチンを打った瞬間に元気がなくなると。元気がなくなったから、俺はビタミン剤を買ってきて飼料にまぜてそれを食べさせたと、そういう話も聞きます。そういうことであれば、3週間、4週間かかるかもしれない埋却までの時期に、プラスアルファでそういうふうに自分の資金を投じてやられる方、そして、例えば稲わら、飼料用作物をつくったその飼料の作物はどうなるのかと、牛が1頭もない中で。その辺はどうなるのかお伺いします。

○岩崎家畜防疫対策監 まず、ビタミン剤等の、いわゆるワクチンを打つことによって発生しますいろんな飼育資材でございますけれども、これにつきましても、我々としましては、殺処分までの飼育コストに当然オンされるだろうというふうに考えております。

それから、稲わらのことでございます。

○押川農政水産部農政担当次長 飼料作物をおつくりになったというような状況の中で、家畜がいなくなったという話になってまいりました。我々としましては、口蹄疫を一刻も早く終息させて、再開というような道筋を立ててまいりたいというふうに考えております。そういう場面でお使いいただく方法を考えていきたいと

いうふうに考えておりますが、当面お使いになれないという話もございましょうから、私どもといたしましては、農協等を通じまして、例えば児湯地域から都城のほうに、西・北諸のほうに融通するとか、もし欲しい方がいらっしゃれば、そういった融通する方策（「買い手があるわけじゃないか」と呼ぶ者あり）というような形もあるのかなというふうに考えているところでございます。

○西村議員 最後をお願いになりますけど、これは余り報道もされませんが、地元の建設業を初め、市町村との災害協定、県との災害協定を結んでいらっしゃる諸団体も、非常に献身的に協力しております。ここで、危機管理局というものが県にもありますけれども、この危機管理というもののあり方に関して、今回そのような災害協定を結んでおられる団体にも、当然、今後のことも踏まえて協力体制を築いていただきたいと思います。最後は要望になります。これで終わります。

○蓬原座長 以上で終わりました。答弁は要らないですね。

高橋議員。

○高橋議員 連日連夜の防疫対策、本当に御苦労さまでございます。いろいろと原因究明とか責任論が出ております。大事なことでありますが、今は、蔓延防止、一刻も早い終息に全力を挙げて取り組んでいくことだというふうに思っております。そして、畜産農家関係の生活支援、再建に向けたことをしっかりと論ずることだというふうに私は思っております。

重複することは避けて、簡潔に質疑をしてまいります。まず、国からの財政支援、ここを確認させていただきたいんですが、特交については、まだ計算できないということで先ほど答弁

がありました。人件費については該当しないということもお聞きするんですが、これ以外に特交で見てくれないものを、わかっていれば教えてください。

○稲用総務部長 家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫対策の経費につきましては、従来、国庫補助対象経費の地方負担分が8割、単独分については5割が特別交付税措置されるものと聞いております。したがって、今回も基本的には、口蹄疫対策の経費につきましては特別交付税の対象にさせていただけるものと考えております。

○高橋議員 ぜひそうなるようお願いをしていくわけですが、ただ、御案内のように、特別交付税が交付される時に、明細書が来ていますでしょうか。その明細がないところに非常に問題があるわけで、できたら、特交ではなくて、しっかりとした交付金で全額措置されることをぜひ要望していくべきじゃないかと思っておりますが、見解をください。

○稲用総務部長 今回の口蹄疫に対しまして、地方の負担分については基本的に国において措置していただけるようにということは、知事、県議会、市町村、いろんなところで要望をさせていただいているところであります。その考え方ということについては、基本的に変わっておりません。最終的にどういう形になるのかということとはわかりませんが、今回の問題については、地方負担のないようにということについては、最後まで要望していきたいと思っております。

○高橋議員 今回の補正で基金を取り崩されました。基金残高33億円を切ったというふうに聞いていますので、今後いろんな非常事態があったときに、この基金がないと大変なことになります。ぜひ地方負担のないように努力をしてください。

次に移ります。生活支援、いろいろと午前中も出ました。無利子・無担保の100万、200万。金融機関が窓口になっていますので、当然、審査があるはずですね。特例としてこの審査は緩やかなんでしょうか、御答弁ください。

○児玉畜産課長 融資を行う際には、融資機関はもとより、営農部門の技術員、普及指導員、畜産協会等のコンサルタントの意見を聴取しながら、提出された経営改善計画書の適正な審査の上、迅速な貸し付けを実行していくことが重要だというふうに考えております。

○高橋議員 今、適正な審査ということで御答弁がありました。生活支援を求めているわけで、そのための融資を県は政策としてつくられた。そのことによって農家の方をしっかりと支援できればいいんですが、いざ申し込んだ審査ではねられた、これでは元も子もありませんので、特例としていろんな工夫で審査をくぐり抜けるような努力はできないものか、御答弁いただければお願いいたします。

○児玉畜産課長 なるべく迅速な貸し付けを実行していくために、不備があるところにつきましては改善をしていきたいというふうに考えております。

○高橋議員 ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

午前中もありました。畜産農家で働いていた方々は失業されますが、いろんな関連の職の方もいらっしゃる。その方々の救済の意味でも、緊急雇用対策の基金を積み立てていますが、そのことを今後活用してそういう方々を救済できないものか、検討をされていないのか、お尋ねします。

○渡邊商工観光労働部長 今ありました緊急雇用関係の特例基金の活用については、例えば、

口蹄疫発生市町村や団体における復興に必要な人員確保、こういうものの雇用という側面から、十分適用が考えられる、あるいは事業構築が考えられると思いますので、市町村とも十分協議しながら積極的な活用を図っていきたい、そういうふうに考えております。

○高橋議員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。黒木正一議員もおっしゃっていましたが、防疫対策に取り組む全県下統一した体制、今回、県、市町村の合同の対策会議なんか設けられたんでしょうか、まずお尋ねします。

○児玉畜産課長 先ほどもお答えいたしましたけれども、韓国での口蹄疫の発生を受けまして、ちょっと日付は忘れましてけれども、関係市町村・団体等を集めて防疫対策会議を開催いたしております。それから、5月11日には、児湯地域の5町と近隣の3市を加えまして、今後の防疫対策のあり方等につままして具体的な協議を行ってきておるところでございます。

○高橋議員 なぜこんなことを申し上げるかという、長期化しますね、今度の防疫対策。自主防疫をやっているところも、長期化で大変な御苦勞をされていると聞きます。ぜひ県がリーダーシップをとって、効率よく対策できるようにしてほしい。私も具体的な自主防疫ポイントをすべて把握していませんが、例えば、北方一日之影は一本道ですね。そこでやっているポイントが2カ所あると聞くんですが、ここは、無駄とは言いませんけど、どこか1本で効率化できるのかなど。そんな見直し等ができるのであれば、地図を広げていただいて、県も市町村も一体となって効率よく対策ができる。そんなことは検討を行う余地はないのか、お尋ねしたい

と思います。

○児玉畜産課長 今御指摘のように、防疫作業が非常に長期化してきておりまして、作業員の疲労もかなり大きくなってきておるというふうに認識しております。したがって、防疫の進捗状況に応じまして、消毒ポイント等の見直しについては随時検討していきたいというふうに思っております。

○高橋議員 よろしくお願ひいたします。

次に、職員の健康管理について非常に心配をするものですから申し上げておきますが、いろんな関係機関から応援をいただいております。そのことに本当に感謝を申し上げますが、自衛隊についても増員をしていく話も先ほどからあります。自衛隊の作業内容について教えてください。

○児玉畜産課長 自衛隊の作業内容についてでございますが、現在、消毒ポイントでの消毒作業の実施、あるいは家畜の殺処分が終わった後の搬出・埋却作業、それから、清掃作業等を実施していただいております。

○高橋議員 県の職員の方々を初め、市町村職員あるいはJA、いろんな方々の疲労こんぱいを聞きます。県庁の職員でいうと公務災害が10件ぐらい出ているというようなことも聞きますし、多分、まだ報告されていない数を含めると相当な数になるんじゃないかと思うんです。そしてまた、業務の内容が非常に大変な作業だということも聞きます。殺処分された後の豚を運ぶ作業、大変なことだというふうに思っています。食事もとれないという報告も聞いております。多い人は5回も6回もその作業に従事をしていらっしゃる。心身ともに疲れていらっしゃる、そのことが十分伝わってくるんです。まだ殺処分できない数というのが相当あるというこ

とは、先ほどから報告されています。口蹄疫関係で7万頭前後ですか、ワクチンを打った後の殺処分20万頭弱。相当な日数がかかるというふうにシミュレーションされていると思うんですね。今の体制ではだめだということだと思えます。要員を見直さなきゃいけない。ただ数をふやして、それがクリアできるのか。自衛隊の方々の作業の見直しも含めてお願いされたらどうか。報告があったのは消毒とオペレーターですか。それも大事な仕事ですが、オペレーターは建設作業員の方でもできることですね。やっぱり人海作戦だというふうに思っていますので、全国から募ってくださいよという声も耳に入ります。自衛隊の作業内容も含めて要請できないのか、お尋ねします。

○児玉畜産課長 今御指摘のとおり、当初の予想をはるかに上回る勢いで口蹄疫が蔓延しております。防疫作業が非常に長期化しているという状況でございます。5月1日には自衛隊に災害派遣を要請いたしました。通常の災害派遣とは異なりまして、獣医師や経験者しか担えないような作業があるなど、必ずしもすべてを自衛隊が担えないという状況の中で、県や県外の関係機関、さらに団体職員と連携して、不なれな作業に懸命に従事していただいております。

一方で、防疫作業員につきましては、たび重なる動員により疲弊してきている状況も見受けられますことから、今後さらに国や自衛隊などと連携しつつ、防疫作業の効率化、加速化を図っていききたいというふうに考えております。

○高橋議員 とにかく今、手を打って改善策をとらない限り、体調不良を訴える職員は続出すると思います。県庁の業務がストップします。ぜひそのことを視野に入れて、頼りは人をしっ

かり出せるところ。もう申し上げませんが、ぜひ強く要請をしていただきたいと思います。

あと、幹部の皆さんにもお願いをするところではありますが、検査結果が出るのが夜遅くなるものですから、記者会見もあわせて遅くやっていращやるんですね。その記者会見が必要なんでしょうか、毎日。そのことについてお尋ねいたします。

○上杉農政企画課長 記者会見の件ですけれども、記者会見をするのか、または投げ込みというふうにするのかという判断でございますけれども、やはり口蹄疫の影響、関心度合いを踏まえ、また、マスコミからの要請も踏まえまして、今、記者会見をやっているところでございます。時間につきましては、これもよく言われる話ですけれども、国の動物衛生研究所における確認の結果が遅くなりますから、その結果を踏まえまして、国と同じタイミングで真夜中に行っていることも多い状況でございます。いずれにしても、御指摘のとおり、長期化をしている状況で、職員も疲弊をしていますので、その辺の発生状況などを踏まえまして、引き続き、県政記者クラブのほうとも協議してやっていきたいというふうに考えております。

○高橋議員 ぜひそのようにしていただきたい。特別な事情があるときには緊急に記者会見が必要ですが、早い時間帯にやって、あとは、可能な限りファクスで作業を進める、そんなことを工夫していただきたいと思います。

最後に、知事は就任のときに、鳥インフルエンザでピンチをチャンスに変えた方だというふうに私は思っています。しかし、今回どうも元気がないような気もいたします。畜産農家あるいは県民に希望の光を与えることが今は大事だと思うんです。そのことを、原点に戻られてピ

ンチをチャンスに、ぜひ私たちと一緒に変えていきましょう。私の持ち時間はまだありますが、終わります。

○蓬原座長 鳥飼議員。

○鳥飼議員 残りの時間やらせていただきます。知事初め、県職員の皆さん、警察本部の皆さん、大変お疲れさまです。とりわけ農政水産部の皆さん、大変御苦労さんでございます。感謝を申し上げたいと思います。

先ほど知事から、49頭につきまして御報告がございましたので、その点に関連しましてお尋ねをしたいと思います。2頭ということでしたけれども、現場からの伝達状況、家畜保健衛生所が受けた調査の状況について、時系列的にお話をいただきたいと思います。

○岩崎家畜防疫対策監 種雄牛49頭の最近の疾病の状況でございますけれども、当初、4～5日前ですか、1頭ほど発熱があるという報告がございまして、早速――肥育の施設がございまして、そこは殺処分しておりまして、なおかつ徹底的な消毒をしていた関係上、そこに1頭を移して治療しております。抗生物質等を投与しましたところ、その1頭については回復ということで、一回は安心していたところでございます。ところが、これも2～3日前なんですけれども、もう1頭発熱があったということでございまして、これも早急に隔離しまして、その後、経過観察をしていたんですけれども、残念ながら、けさ、出勤した職員が事業団のほうから連絡を受けまして、水疱等のいわゆる口蹄疫の症状を示しているというような報告がありまして、早速、知事等に御報告したところでございます。

○鳥飼議員 わかりました。4～5日前からそれらしき疑いが出ていたということですね。口蹄疫が蔓延しているわけですから、そのことが

恐らく想定できたのではないかというふうに思っております。そこで、家伝法につきましてお尋ねをするわけですが、殺処分につきましては、蔓延防止のために殺処分はできないということになっておりまして、この中に口蹄疫は入っていない、病名の中にはですね。17条には入っていない。ところが16条には、患畜については、所有者は当該家畜を殺さなければならないというふうになっておると思うんですけど、その事実については間違いないでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 非常に急性の伝染病、国際獣疫事務局（OIE）で指定しておりますリスクAにつきましては、日本の家畜伝染病予防法では第16条に規定されておりまして、第16条1項に「と殺」という項目がございまして。これは、口蹄疫等の疑似患畜あるいは患畜等が見られる所有者につきましては、家畜防疫員の指示に従ってと殺しなければならないと、マスト（must）という状況で、いわゆる権限としましては、家畜防疫員に全権委任という形で規定をされております。

○鳥飼議員 家畜改良事業団の49頭の牛の所有者はどなたになっているんでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 家畜改良事業団の種雄牛につきましては、県の所有でございますので、実質知事ということになっております。これは家畜防疫員が直ちにと殺の指示をしますけれども、現在、養豚農家での殺処分が非常に困難をきわめております。特に埋却場所の選定、一番多いところで1戸1万5,000頭の養豚農家もございました。そういう非常に規模の大きな養豚場での発症豚がいまだにございます。それらの発症豚をとにかく早目に殺処分したいということがございましたので、今回、49頭については数日前までは非常に元気だったものですから、

とにかくウイルスをたくさん排せつする養豚場を中心に防疫措置を講じたということでございます。

○鳥飼議員 5月25日付の「そのまんま日記」、知事の日誌、ブログでございますが、この中に「家伝法では、口蹄疫に関して誰も「殺処分」の命令権を有しない。殺処分を命ずることができるのは、他の家畜伝染病である。「と殺」に関しては、口蹄疫の場合、その義務を負うのは家畜の所有者である」というふうに書いてございます。これは知事だということになるわけですが、これはどういう意味を指しておられるのでしょうか。

○東国原知事 16条で「と殺」、17条で「殺処分」という文言、この違いについて私は多くの専門家に聞いたんですが、専門家も明確に答えられていない。と殺と殺処分の違いはあれど、16条では、と殺は所有者がしなければいけないということは認識しておりますということを、改めて私の日記のほうで書かせていただいたということです。

○鳥飼議員 知事は、49頭については処分をしないでくれというふうに国に言っているということで、テレビ等でもおっしゃっておられました。それで、いろんなところからそういう声が出てきました。また一方では、それはだめだという畜産関係者の声もございました。ですから、私は、結果的に人心を大変惑わしたのではないかというふうに思っております、ここは、責任論とかいろんなことについては後日になりますけれども、指摘だけしておきたいと思っております。終わります。

○蓬原座長 河野議員。

○河野哲也議員 初めに、このたびの口蹄疫の甚大なる被害に際して、畜産農家を初めとする

被害地域の皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、防疫、処分等にかかわられている関係者に感謝を申し上げます。

きょうも列車で延岡から南下してきました。車窓から見える畜産農家の畜舎の姿がありました。真っ白になって、空っぽでした。それを見たとき、農家の怒り、不安を代弁して訴えられるのは、我々議員の役目なのかなというふうに感じて、きょう来させていただきました。先ほどの発言で、法のもとで大臣の行動に問題はないのかとありました。県が、問題があるなんて発言できないと思います。言えるのは我々議員じゃないかなということで、国の対策本部が現地で設置されたのは5月17日。これが問題じゃないのかということ非常に我々は感じます。公明党を初めとして、きょう特措法成立ということになりました。公明党も必死に農家の皆様の不安を払拭するために設置したということですが、これは遅きに失していると私自身、断言したいと、そのように思います。少しでも農家の皆様の不安を払拭するために、幾つか質問させていただきますと思いますが、さまざま質問が出ましたので、私のほうは絞ってさせていただいて、余った時間は長友代表のほうに譲りたいと、そのように思います。

ワクチン接種について再度確認しますが、接種の進捗状況をお答えください。お願いします。

○岩崎家畜防疫対策監 ワクチンの接種状況でございます。5月27日時点におきまして、ワクチン接種対象になったものが、戸数で1,018戸、頭数で12万5,385頭でございます。そのうち1,006戸が終了しております。頭数にしまして12万4,877頭が接種済みでございます。頭数ベースの接種率でいきますと、牛で99.1%、豚で100%となっております。現在、未接種農家

が12戸ございますけれども、現時点ではワクチン接種に対する同意が得られておりません。今後引き続き、ワクチン接種への理解を求めていきたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 私も農家から、ワクチン接種のことで御意見をいただいたんですけど、対象農家に対して、ワクチン接種の推進というんでしょうか、お願いをどのように説明されたか、もし説明できるようだったらお願いします。

○岩崎家畜防疫対策監 対象農家への説明でございますけれども、21日にワクチンの接種が決定されております。その時点で関係市町村の畜産主務課長さんに参集いただきまして、午後7時から約3時間ぐらいかけて説明会を開いております。その中で、市町村の畜産担当者から、ワクチン接種前日に2つの項目をお願いしております。まず1つが、ワクチン接種家畜については殺処分の対象になるということ、2番目としまして、殺処分に伴い発生します経営上の損失については、国の事業により支援されるということ、接種対象農家に対して説明を行っていただきたいということでお願いしております。

○河野哲也議員 2つ目の部分で非常に理解に差があるというか、そういう部分がどうしても出てきているようでした。農家の方々の気持ちは、蔓延防止のために自分が犠牲になると。その思いはあった上で不安を払拭するということに努力していただきたい。まだ牛のほうも残っているということで、どうかよろしく申し上げます。

早期出荷について確認をさせていただきます。国は、緩衝地域（10キロ～20キロ）を促進するために早期出荷を推進しています。先ほども確認されていましたが、県内のこれに対応する処

理能力を確認したいと思います。

○児玉畜産課長 搬出制限区域で飼育されております家畜の早期出荷につきましては、ミヤチクの都農工場と南日本ハム工場での処理する予定でございます。この2つの工場の処理能力につきましては、牛で1日60頭、豚で1日1,620頭程度というふうになってございます。

○河野哲也議員 南日本ハムのほうは牛は処分できないんですね。

○児玉畜産課長 はい。豚だけです。

○河野哲也議員 先ほど答弁の中で、3カ月で処理が済むのではないかということをおっしゃったんですが、私たちがつかんだ情報によると、もうちょっとかかるということで考えているんですけど、その3カ月の根拠をお願いします。

○児玉畜産課長 早期出荷の対象の頭数が、先ほど申しましたが、牛・豚合わせて約7,700頭というふうに推計しております。それでいきますと、約3カ月というふうに考えております。

○河野哲也議員 豚が3万ちょっといくんじゃないかと、僕たちは情報を得ているんですが、これは処分されない、出さない豚が存在するというふうに考えていいんでしょうか。子豚とかそういうことでしょうか。

○児玉畜産課長 食肉出荷に向かないような規格外のものにつきましては、化製処理等も考えておりますので、そちらもあわせて実施していく予定でおります。

○河野哲也議員 ということは、規格外の家畜関係も、別の方法で処分しなきゃいけないということですね。その能力は県内にあるんでしょうか。

○児玉畜産課長 1日当たりの能力が今、手元にございませぬので、後で御報告をさせていただきます。と思います。

○河野哲也議員 スピード感を持ってということであるならば、そういうところをしっかりと対処をお願いしたいと思います。

幾つかあるんですけども、飛ばします。最後に早期出荷について、BSE全頭検査も同時進行で行われると思うんですが、この検査員等は不足していないのか、スムーズにいけるのか、確認をしたいと思います。

○高橋福祉保健部長 BSE全頭検査についてでございますけれども、現在閉鎖しておりますミヤチク都農工場以外の屠畜場におきましては、通常どおりBSE全頭検査を滞りなく実施しているところであります。今後、ミヤチク都農工場が再開されましても、BSE全頭検査などの屠畜検査業務に支障のないように、新たに獣医師である嘱託検査員を任用するなど、対応できる体制を整えております。以上でございます。

○河野哲也議員 最後にします。先ほど答弁の中で、支払いが滞っている者に関しては、猶予または免除という措置をとっていただけることがありました。ぜひ農家の方々が不安のないように——それが情報不足という部分がよく聞かれます。あらゆる情報の手段を使って安心していただけるような報告をお願いしたいと思います。

それと、被害畜産農家に関して、きょうの新聞にありましたけど、再建を決意している農家と廃業を考えている農家が存在します。廃業を考えている農家への生活支援、これをしっかりと手を打っていただきたいという要望にかえて、長友代表に譲りたいと思います。

○蓬原座長 長友議員。

○長友議員 畜産業を再開するに当たっても、繁殖牛では最低3年ぐらい、肉用牛で2年、養豚で1年ぐらいはかかるということなんですけ

れども、しかし、実際、繁殖牛にしても、さらにそれから第1子、第2子、第3子ぐらいとって初めて利潤も出てくるわけですから、軌道に乗るためには大変な年限、6～7年かかるんじゃないかというふうに思っております。特措法で1,000億円の基金がつくられました。しかしながら、これも時限立法ということですので、これは補償ということのできるだけ頑張って進めていかななくてはいけないと。これは県当局も議会としても、もらい災害みたいなものですから——激甚災害という声もありますけれども——補償という形で国と渡り合っていかなくちゃいけないだろうと思っておりますけれども、どういう方策を考えておられるのかお尋ねします。

○押川農政水産部農政担当次長 我々といましては、ワクチンの問題、殺処分の問題、緊急性を要するというようなことで現在まで対応させていただきました。市町村の首長さんあたりも理解していただきまして、ワクチンをやるという状況までになってきたところでございます。しかしながら、先ほどから知事も申し上げておりますように、1,000億でも足りないんじゃないかというような状況で、我々は、農家が求める補償、そういったものはまだまだ足りないんじゃないかというところもあるというふうに考えておりますから、これからいろんな御意見を伺いながら、そういったところを国に要望していくということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○長友議員 時限立法ということですから、この問題が決着するまで、一生懸命、議会も行政も取り組んでいかなくちゃいけないだろうというふうに思います。

それから、間接的な被害ですけども、本当にささいなことですけど、運動会が延期になっ

たということで、地域経済にどれだけ影響するか、商店街に影響を与えるかという、数百万円なんです。それから、競りがなくなったことによって、だんご屋さんが大変な経営難に陥った。なぜか。競りはお祝いですから、それが何か月にもわたってとまるということは、そういう注文が全部だめになってくるということで、そういう被害も出てきております。都農のブドウ農家は、北海道と契約をしておりましたが、数百万円の契約が向こうから断られてきたということで、泣きの涙というか、どうしようかということで大混乱をしていると。さまざまな間接的な被害が出てまいるわけですね。このあたりに関しても、どれだけ支援がしていけるかということを考えてもらいたいと思います。

次に、融資についてですけれども、融資にしても、かなり借金をした中でさらなる融資ということになりますと、これは大変なことになりますので、その据置期間——もちろんこれは無利子ということでありましょうけど——こういうものも金融機関とも話し合った上で、長期にできるような制度も考えてもらいたいと思いますけれども、これについてはどういうふうな考え方を持っておられるのかお尋ねします。

○井上営農支援課長 口蹄疫が発生しまして、借入金の償還が厳しくなるというようなことも予想されましたので、4月22日付で、農業制度資金を融通しておりますJA、市中銀行等の金融機関に対しまして、償還期限や据置期限の延長などの償還緩和措置を依頼しております。また、県が直接貸し付けております農業改良資金につきましても、返還猶予の措置をとっているところでございます。

○長友議員 1つ1つ細かに見ながら、打てるだけの手を打っていただきたいというふう

うに思います。

次に、前後しますけれども、防疫問題ですが、口蹄疫の発生状況を見ますと、アフリカから中東、インド、タイ、そして中国、韓国——特に中国、韓国等でO型が発生しているという状況であるわけです。人、物の出入り、空港、港、この辺の防疫はどうだったんだろうかという疑問もあるわけです。これは先の話になりますが、この辺についても見直しをお願いしたいと思いますけれども、それはどう考えておられるのかお尋ねします。

○岩崎家畜防疫対策監 空港あるいは港——ここは日向の細島港なんですけれども——外国船なり、あるいは台湾、韓国から入ってきます飛行機につきましては、消毒マットを設置いたしまして、外国から入って来られる方の消毒等については徹底をしてきたところでございます。

○長友議員 今後のことですけれども、とにかく最大の防疫をお願いしておきたいと思います。

最後になりますけれども、埋設処理した後の環境問題、これは大変なことになろうかと思うんです。使用前・使用后という言葉では片づけられませんが、きちんとそういう実態を把握した上であらゆる手だてをしてもらいたいと思います。このことについて基本的にどういう考えを持っておられるのかお尋ねします。

○押川農政水産部農政担当次長 今までにつきましては、環境的なものについては、消臭とかそういったものに対しては配慮が足らなかったなという感じは持っています。今、国のほうともそういう点を協議いたしまして、例えばアルキルを使った中で消臭をやるのかとか、炭を使って消臭をやるのかというような話を、今、具体的な対策を打とうとしております。そういう中で対応してまいりたいというふうに考えてい

ます。

○長友議員 まず、とりあえず終息ということが一番大事ではなかろうかということだと思いますので、本当に大変でしょうけれども、全力を挙げてお願いしたいと思います。

○児玉畜産課長 先ほど化製処理の能力を聞かれたわけですが、豚につきましては1日約2,000頭、牛につきましては1日約50頭の能力を有しておるということでございます。

○蓬原座長 前屋敷議員。

○前屋敷議員 共産党の前屋敷です。連日、職員の皆さんの対応、本当に御苦労さまです。そして、どうぞ引き続き、被災農家の皆さんの再建、また影響を受けている関連業者の皆さん方の再建のために御尽力いただきますよう、よろしくをお願いをしたいと思います。

時間も限られておりますので、早速質問したいと思いますが、今回の口蹄疫の問題で改めて、防疫体制や危機管理の体制がいかに重要であるかということが明らかになったと思います。このことをぜひ教訓にさせていただきたい、このように思います。

そして、今回の補正で9億円の防疫体制の経費が増額をされ、また新たな防疫対策費も措置をされておりますけれども、だんだん発生が少なくなっている状況であります、依然としてまだ発生が続いているという点で、この防疫体制の現状について聞かせていただきたいと思います。

○児玉畜産課長 口蹄疫緊急防疫対策事業につきましては、家畜伝染病予防法に基づきます防疫措置として初動防疫や蔓延防止のための対策を実施しております。初動防疫対策につきましては、防疫資材の購入であるとか、重機のリースなどに要する経費を措置したものであります。

また蔓延防止対策につきましては、消毒ポイントの運営とか農家への消毒薬の配付などに要する経費を措置したものでございます。以上であります。

○前屋敷議員 防疫という点では、消毒の徹底も確かに重要でありますけれども、やはり早急な埋却というのが必要になると思います。もう既に埋却地の確保については多くの方々から御質問が出されましたが、今新たに行おうとしている公社の土地の買い上げの点ですけれども、この買い上げについては、農家と自治体が協力して土地を見つけると。そこに県も積極的に加わって、土地の確保を急がなきゃならないと思います。そして、この制度を見ますと、国の制度で、国が買い上げることになるかと思うんですけれども、最終的には、この土地を数年後には売却して、それで返済金に充てるという仕組みのようにもなっていると聞いております。最終的には、やはり国が責任を負うという形のものが必要である、そこを担保にして積極的に土地の確保に努めていただきたいと思いますが、制度のことも含めて、県のかかわり方を教えてください。

○山内地域農業推進課連携推進室長 今回、農地保有合理化事業を活用した埋却地の確保につきましては、御指摘のとおり、埋却地を早急に確保して迅速に対策を進めるというのがねらいになってございます。事業の仕組みといたしましては、国の特別会計からの資金を、全国農地保有合理化協会のほうから県の農業振興公社が借り入れまして、埋却後の土地を買い上げるという仕組みにしております。

先ほど国のほうが買い上げるというお話がありましたけれども、この制度自体は国からの無利子の融資を受けてございますので、最終的に

は農業振興公社のほうで国がこの資金を償還するという形になっております。償還の仕方といたしましては、今回買い入れいたしました埋却地を——そのままの形でということはあれなんですけれども——再生整備を図ることによりまして、次の担い手の方々へ売り渡しを行うことで地域の農地資源を守っていこうと、そういう仕組みでつくっておる事業でございます。

○前屋敷議員 埋却地の処分について、最終的にすべてが活用されるということを担保されないわけですから、そういった点では、最終的には国が責任を負うようなものにならないんじゃないかなというふうに思います。これは制度のことですので、いろんな制度の不備もあろうかと思っておりますけれども、今後の課題だと思いますので、指摘をしておきたいと思っております。

それから今回、殺処分した家畜の評価額の差額の5分の1相当が手当てをされるということで50億円、この分は特別交付税で措置されるということになっております。しかし、当面は県の財調などを取り崩して使っていくわけですから、早急な手当てが必要だというふうに思います。国はどのスピードでこの特交を県のほうに支出をするのか、それがわかっていたら教えてください。

○稲用総務部長 発生農家に対する手当金の差額につきましては、5月19日に国の口蹄疫対策本部で決定されました「新たな防疫対策について」におきまして、殺処分の評価額と手当金の差額を宮崎県が負担した場合に特別交付税を措置すると明記されております。また総務大臣も、この点について国会答弁や記者会見におきまして明言されているところでありますので、全額措置されるものと考えております。

なお、今回のような特殊財政事情に係ります特別交付税の措置につきましては、基本的に3月分で対処されるところでありますが、今年度は12月分で対処していただくということになっております。

○前屋敷議員 わかりました。ぜひ早急な対応を求めています。

それから、この評価に当たってですけれども、農家の再生産可能な評価額になることが必要だと私は思っているんです。それで、何としましてもこの評価額を農家の皆さんが納得できるようなものにするために、前の方々の質問にもありましたけれども、この評価人の中に農協の方が入っていらっしゃるということでしたか、この方々が農家の皆さんの気持ちを代弁しつつ評価をされると思うんです。そここのところを、農家の立場に立てば、しっかりと担っていただきたいということがあるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○児玉畜産課長 評価人につきましては、家畜防疫員、それから市町村の職員、そしてJA等の職員の3名以上というふうにしております。生産者代表という形でJA等の職員が入っておりますので、ある面、農家の代弁者ということになるのではなかろうかと考えております。

○前屋敷議員 ぜひ、農家の皆さんの気持ちがこの評価にあらわれてくるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、この手当が早急に農家の皆さんに渡っていく、手当てされることが何よりも大切ですので、この評価もスピーディーに進めていただきたい、このように思います。これは要望しておきたいと思っております。

それから、さまざまところに影響が出ている方々への支援の問題ですけれども、私ども5

月19日に政府5省と交渉いたしました。もちろん、5分の1は全額国が持つ、特交で見るということでしたけれども、そのほかの、県が積極的に独自で支援する分については、この特別交付税の枠内に入れる、負担割合は別としてもその対象にするという回答もいただきましたので、県民多くの皆さん方に影響を及ぼしているわけですから、積極的に受けとめて支援をするという立場で動いていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

○蓬原座長 終わりですか。

○前屋敷議員 その点について今後の対応策を回答いただいて、終わります。

○永山農政水産部参事（口蹄疫対策担当） しっかりと対策を組み立てて……。ただ財政的に非常に厳しいですから、国に要求すべきものはしっかり要求しながら進めていきたいというふうに思っています。

○蓬原座長 次は、武井議員。

○武井議員 愛みやざき、武井俊輔でございます。時間もありませんので、早速質疑に移らせていただきます。

防疫の強化についてでございます。野生鳥獣については、午前中、黒木議員からもありましたので割愛いたしますが、発生地域、順番等考慮いたしますと、ネズミ等の小動物、ハエ、こういったものがキャリアになっているということが非常によく言われております。こういったものの対策について伺います。

また、非常に意見が分かれておりますが、空気感染というものはあるのかなのかということについて、現段階で県としてはどのような見解を持っていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○井上営農支援課長 まず、ネズミについての

御質問にお答えさせていただきます。議員御指摘のとおり、先般開催されました国の第13回牛豚等疾病小委員会におきまして、「ネズミ、野生動物等による口蹄疫ウイルスの拡散防止を徹底する」というような意見が出されております。野生鳥獣対策については、午前中もお話ししましたが、これまでもさまざまな対策を進めているところです。特に今後は、ネズミ等の小動物につきましても、畜舎周囲や出入りが予想される経路等への消石灰の散布等によりまして、ウイルスの拡散防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○岩崎家畜防疫対策監 空気感染があるかということでございますけれども、これは感染経路究明チームの意見をまちたいというふうに考えております。今、防疫作業上お願いしているのは、生きた家畜の移動の禁止、それから人、物、車等の消毒の徹底、あるいはそれらの移動の自粛等々をお願いしておりまして、空気感染については、専門家の意見をまちたいというふうに考えております。

○武井議員 次に移ります。先ほど河野議員のところ、ワクチン接種に同意していない農家が12軒ということでありましたけれども、説得をしても最終的に同意がなされない場合の措置というのをどのように考えていらっしゃるか。また、その場合の説得等については国が行うのか伺います。

○岩崎家畜防疫対策監 口蹄疫ワクチンの接種につきましても、非常に緊急を要するということから、即時強制に位置づけられておりまして、家畜の所有者の意思に反して接種を行うことが認められておりますけれども、実際には、必要性を何回も何回も説明しまして、口頭での同意を得てから接種を行っているような状況でござ

います。

説得につきましては、家畜防疫員のほうで行っております。

○武井議員 次に移ります。これも前からお話をしていたんですが、児湯郡については、大動脈である10号線が縦貫しているということが非常に防疫上のネックになっているということは言われておるんです。交通センサス等を見ますと、約7割近くは宮崎と日向・延岡間の通過交通であるようなんですが、例えばJR九州あたりと協力をして、不要不急な移動、特に自家用車の移動は極力電車で移動するとか、そういった協力を求めていくということはできないのか、お伺いをいたします。

○山下県民政策部長 5月18日に出しました非常事態宣言の中で、不要不急の外出は控えること、あるいは一般車両を含めて車で移動する場合は必ず管内の消毒ポイントで消毒を受けること、こういったことをお願いしておるところでございます。JR九州に対しましては、感染拡大を防止するという観点から、駅への消毒マットの設置等を依頼していたところでございます。当然、これは設置をされておるところでございます。御指摘のJRを使ったほうがいいのではないかという誘導に関しましては、これは大量交通、大量輸送機関でございますので、そこで当然人の交差が起こり得るという面もございませぬ。その点を考えると、そちらのほうに誘導するといったようなことはしておりませぬ。

○武井議員 通過交通、自家用車を減らしていくということは非常に大事ではないかと思しますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

続いて、国の対策本部との連携についてお伺いをいたします。例えば、ワクチン接種の情報

なども含めて、国からの情報というものがふくそうしたり錯綜したりしている中、先般も赤松大臣から突然、1頭60万円なんていう情報が出て、非常に現場が混乱するといったような状況もございました。国との連携について、本部との連携、また情報の共有、情報の提供のあり方等について、知事の見解を伺います。

○東国原知事 口蹄疫のように極めて感染力の強い家畜伝染病の蔓延防止を図るためには、国が実施している感染経路の早期の究明など、速やかに情報を提供していただくことは非常に重要なことだと考えております。ついては、今後とも、国に速やかに情報提供していただくよう要望して、また連携を密にしていかなければいけないと考えております。

○武井議員 ぜひよろしく申し上げます。

次に移ります。家畜疾病経営維持資金についてお伺いをいたします。国は300億円の経費で取り組んでいるわけなんですけれども、結局は県や市町村の利子補給があつて初めて、この資金は回っていくわけなんですけれども、そこがネックになって活用ができていないという声も非常に受けます。また、市町村によっても事務処理に差が出ているようです。迅速に支給できる体制を整える必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○児玉畜産課長 第1次の補正におきまして、経営の再開とか継続に必要な家畜疾病経営維持資金の優遇を措置したところでございます。この資金は、融資機関のプロパー資金を原資にいたしまして、原則無担保、無保証といたしまして、国、県と市町村の金利負担で無利子化を図り、基金協会の準備積立金を強化するなどいたしまして、融資枠100億円を措置したところであります。県の利子補給の仕組みにつきましては、

従来の畜産特別資金と同様の仕組みになっておりますが、資金活用の際し、ふぐあい等があれば改善していきまして、早急な融資ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○武井議員 続いて、非常事態宣言についてお伺いをいたします。今まで出ておりますとおり、さまざまな業種業界に大きな影響を及ぼしておりますが、県にいろいろとそれについて意見を聞きますと、先ほどもありましたが、あくまでもお願いベースという答えが出てまいります。県はこれを発出するに当たってどの程度影響等を予測しておられたのか。また、現在の状況はそれと比べてどうなのか、お伺いをいたします。

○東国原知事 先ほども答弁させてもらったとおり、非常事態宣言というのは、一刻も早く感染拡大をストップさせるということで、苦渋の決断といえますか、やむを得ずとった措置でございます。その内容は、理解と協力を求める、県民の皆様に広く自主的に協力を願うという意味で、強制力を持つものではありません。それは宣言文のとおりであります。県民生活に多大な影響を与えるということは十分に予想できました。それも宣言文に書いてあると思いますが、今回、予想あるいはそれを上回るような、他産業や県民の生活、あるいは観光等あらゆる場に影響を及ぼしているということは、非常に心苦しく、本当に申しわけないと思っております。

今回、抜本的な対策としてワクチン接種という苦渋の選択をしましたが、今なお制限区域内では拡大がとまらない状況でありますので、なお一層、県民の皆さんに御理解をいただきまして、御協力を賜りたいと考えているところであります。

○武井議員 非常事態宣言の中で、もはや現状は、夏を過ぎて秋のイベントをどうするかといったような議論もあちこちで出ております。ですから、どこかの段階、例えば発生がおさまって埋却が終了した段階、国の安全宣言がまだ出る前でしょうけれども、こういったところで宣言の中で、イベントの自粛とか、この部分だけ一部を解除するとか、そういった選択というのは考えられないのか、お伺いをいたします。

○押川農政水産部農政担当次長 防疫の進展状況によって、催しとかについては十分検討してまいりたいと考えておりますし、我々としては一刻も早く防疫を終了させたい、そういう対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○武井議員 もちろん、いろいろと対応は出てくるだろうと思うんです。今回、いろんな話を執行部ともさせていただく中で、例えば、この業界に対応するとこっちとの整合性がといったようなことで、「対応はできません」なんていう答えもあつたりもしたんですが、改めてお伺いをします。非常事態宣言を出した当事者として、それぞれの部、それぞれの課で影響に対してきめ細かく対応していただきたいと思うんですが、改めてそれについて知事の御見解を伺います。

○東国原知事 何度も申し上げますとおり、県民生活に多大なる影響を及ぼしていることは事実でございます。これは全庁挙げて各部横断的に対応していきたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○武井議員 続いて、県税の猶予について伺います。県は、口蹄疫の影響による損害が著しい方についてということで規定をしております。これについて相談に行ったけれどもなかなか認定されなかったという話も聞くんですが、例え

ば、業種ごとに売り上げがどの程度とか、どの範囲で減少したとか、そういうものを規定しているのか。どの程度で著しいと判断をするのかお伺いをいたします。

○**稲用総務部長** 著しい損失ということにつきましては、基本的には前年度との比較によりまして、例えば利益が30%以上落ち込んだとか、そういうことを基本としております。

○**武井議員** 先ほどからあるとおり、あらゆる業界に影響が出ているわけです。例えば自動車税ですけれども、5月末ですが、県全体として影響が出ているわけですから、一定期間、延滞金を免除するとか猶予するとか、そういった対応が全県的にできないか、お伺いをいたします。

○**稲用総務部長** 徴収の猶予等の取り扱いにつきましては、やはり今回の口蹄疫によって影響が出た方というふうに限るべきだと思っております。殺処分対象になったとか、移動制限、搬出制限の対象になった農家の方々、そのほかにも、先ほどありましたように、著しい損失を受けた方につきましても、徴収の猶予とか分割納付というようなことについて応じております。影響を受けている事業者の方といいますのは、観光業とか運輸業とか飲食業とか、幅広い業種の方について考えておりますので、現在、そういうことで御相談に応じているところであります。

○**武井議員** 最後の質問といたしますが、報道機関のヘリコプター取材について、非常に苦情が来ております。防疫作業への影響、畜産農家への心理的影響等が挙げられます。現場の目張り等も意味がないということになりますが、取材におけるヘリの規制がどのようになっているか、最後にお伺いをいたします。

○**上杉農政企画課長** ヘリの規制につきましては、かねてよりこちらのほうから、マスコミ、

各取材の会社に対しまして、自粛は要請しているところがございます。

○**武井議員** 終わります。

○**蓬原座長** 坂口議員。

○**坂口議員** それではまず、早期出荷に関してですけれど、今回、家畜を4類別してから公表されていますね。その中で、今回の株のタイプで最も感染しやすい、例えば豚からとか、4つ順位を並べたときにどうなりますか。

○**岩崎家畜防疫対策監** 科学的根拠でいきますと、牛のほうが感染しやすいでございます。本県の発生も、最初は牛から豚にっておりますので、感染のしやすさからいけば、牛のほうが早いということになっています。

○**坂口議員** 東南アジア型は豚が圧倒的に早いですよね。だから今回、それは言い切れないと思う。ただ、爆発は豚ですよ。そうなったとき、都農工場で牛を先にやるということだけ、この理由は何なんですか。

○**岩崎家畜防疫対策監** 我々としましては、牛と豚は全く同列で考えております。ただし、豚が10キロの中に実際いない状況です。養豚農家がほとんど感染しております、それに見合うだけの……。

○**押川農政水産部農政担当次長** 我々といたしましては、早期出荷につきましては、まず豚を中心にやっというふうに考えています。というのは、一たん感染しますと、非常にウイルスの排出量が多い、影響が多いというような点も踏まえ、そしてまた、もし入った場合にいち早く対応するという形をとりたいと考えております。まずは豚から、できるだけ頭数を減らしておきたいと考えておまして、ミヤチクなり南日本ハムさんを利用させていただこうというふうに考えております。

○坂口議員 僕の聞き違いかしらんけど、都農は牛をやると。さっきの答弁、聞き違いかな。どんなですか、これは確認して……。時計とめてください。

○押川農政水産部農政担当次長 お答えいたします。

牛の処理能力は60頭から70頭でございます。牛も同じような形で一緒に並行してやりますけれども、豚は、先ほど申しましたように1,620頭の処理能力でまいますから、牛と豚で並行してやっていきたいというふうに考えています。

○蓬原座長 確認が要りますか。それはだれの質問に対する答弁だったのでしょうか。

○坂口議員 あそこはH A C C P対応ですよ。同時進行できんでしょう。施設も使えんでしょう。それなら豚をまずやるべきだと思うんですけど、どうですか。

時間がもったいないんですけど……。感染はどちらが早いかわからないです。でも、現実的には牛の繁殖が一番遅いです。肥育と豚が同じくらいとなっている。そんな中で、ウイルスの増殖は100倍から2,000倍豚が速い。しかも、10個付着したらすぐ増殖して行って1日4億個から発散される。このブレークをとめるのがまず緩衝地帯の一番の目的で、僕は豚を優先すべきじゃないかと考えるんですけど、考えを変える気はないですか。今のおりにいきますか、牛と。

○押川農政水産部農政担当次長 先ほど申しましたように、私は豚を優先してまいたたいというふうに考えております。

○坂口議員 ぜひそうしてほしいと思うんです。

それから次に、ワクチン問題ですけども、まず、今回ワクチンを接種した家畜というのは患畜になるのか疑似患畜になるのか、それとも清浄な家畜になるのか、この中のどれに当ては

まるんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 清浄畜です。

○坂口議員 清浄畜が殺処分されるというのは……。

では、清浄畜で、ワクチンの効果がこれだけ拡大をばつととめるのなら、何で早い時期にワクチンをやらなかったのか。ワクチンを使うのに何か問題があったんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 口蹄疫のワクチンにつきましては、まず一番は、清浄国に復帰する場合の条件としましては、ワクチンの接種については非常に慎重にやらざるを得ないということと、あわせて、感染は防げません。あくまでも、発症は防げますけれども感染は防げないということもあって、ワクチン接種家畜がキャリアになる可能性が十分ございますので、その2点で慎重を期したということでございます。

○坂口議員 整理すると、抗体なんかの進化の関係とかで長期キャリアができるということ。偶蹄類を考えているけど、反すう類とかキャリアとして発症しない感受性の高い動物がたくさん野にいるということです。それから、今言われたように清浄国宣言、これがなかなか大変。この間にどういう影響を今後、我が国の畜産、あるいは宮崎の畜産に与えると予測しておられるのか。

○岩崎家畜防疫対策監 我々が清浄国復帰で一番懸念をしておりますのは、南米等のいわゆる口蹄疫の発生国からの牛肉の輸入——これは衛生条件で、今までは防疫上拒否しておりましたけれども、それが非常に厳しい状況となっております。

○坂口議員 それと、今回のワクチンの輸入先がどこなのか。それから、今、カードが切れなくなったと言うけど、我が国の肉はそのことに

よって今度は輸入、輸出の状況が変わるわけ
です。それが最終的に価格、農家の経営にどうい
う影響を今後与えていくと予測されているのか。

○岩崎家畜防疫対策監 今回ワクチンを打ちま
した13万頭につきましては、速やかな殺処分で
対応していきたいというふうに考えております。

OIEは、ワクチンを打って3カ月後には、そ
れが証明されますと清浄国に復帰ということに
なりますので、早急な殺処分と清浄国復帰にし
たいと考えております。

○坂口議員 そうなると、ワクチンの信頼度で
すけれども、これは抗原、抗体の関係でかなり
進化している。この中でワクチンの信頼度とい
うのをどれぐらい見ておられるのか。

○岩崎家畜防疫対策監 今回のウイルスにつ
きましてはOタイプでございます。今回使ってお
りますワクチンにつきましては、三種混合とい
うことで、アジアタイプとOタイプとAタイ
プの混合でございまして、相関率でいきます
と80数%というふうに聞いております。

○坂口議員 輸入先、さっきの答弁漏れ。

○岩崎家畜防疫対策監 今承知しておりませ
ん。

○坂口議員 やっぱり東南アジア方面からのO
タイプというのは、信頼度がそこまであるかな
と疑問なんですけれども、それはここで議論す
ることじゃないからですね。

それで、今のでワクチンから清浄に本当に宣
言できるか、ワクチンやったところで今後何が
起こるかというのが100%じゃないということ
と、先ほど言いましたように野外感染ですよ
ね。これで長期キャリア化——発症するんじゃ
なくてキャリアになる。だから宿主になるのが、
この地域で考えたとき、どういった野生動物
がどの程度いるのか、それはどうなっている
んですか。

○岩崎家畜防疫対策監 野生動物につきま
しては、基本的には環境森林部のほうで積極
的な捕獲に努めていただいております。あわせ
て、今回のワクチンの接種対象農家、牛、豚
プラス、ヤギ、羊等の飼養者がかなり出てき
てきておりまして、それらについてはワクチ
ン接種の対象として接種を行っているところ
でございます。

○坂口議員 答弁漏れが2つあるんです。今
後の我が国の肉の価格をどう見ておられるの
かということと、キャリアになる野生動物はど
んなのがいるのか。

○岩崎家畜防疫対策監 キャリアにつきま
しては、偶蹄類——これはすべての偶蹄類で
感受性がございまして、本県では、野生のイ
ノシシが一番キャリアになる。キャリアになら
ないような形で対応していきたいというふう
には考えております。

○坂口議員 違う、時計とめて。僕はそんな
こと聞いていない。

○蓬原座長 しばらく時計をとめます。

ちょっとそこで、今の質問と回答の整理を
してください。

○坂口議員 感染対象の動物じゃなくて、長
期間宿主化する動物域の中に、どういった
ものがあるのかということを知りたいんです。
だから、人間もキャリアになり得ると言っ
ているでしょう。それも長期間にわたってウ
イルスを、宿主になって体内に持つ、あるい
は体に付着させる動物にどういったのがこ
こらに野生としているのかということです。

○蓬原座長 まだとめてありますから、回
答をよく吟味して……。

では、再開します。

○岩崎家畜防疫対策監 申しわけございませ
ん。いわゆる受動的なキャリアということで、人

いけば、もちろん成書からいきますと7日間が一応キャリアになると言われております。あと衛生害虫あるいは野生鳥獣等については、これも受動的なキャリアということでいきますと2～3日かなというふうには考えております。正確な日数は把握しておりませんが、少なくとも人については、7日間は、発生農場で従事された方につきましては自粛をお願いしているという状況でございます。

○押川農政水産部農政担当次長 2つほどお答えしたいと思います。

前回、宮崎県で口蹄疫が発生したときに、枝肉価格、子牛価格につきましては、全国的に見ても下がっておりません。むしろ、次の年に発生しましたBSEの影響が非常に大きかったというふうに考えております。ですから、今回もそうかと言われると、我々は、絶対そういうことはないだろうというふうに考えています。と申しますのは、例えば4月20日に口蹄疫が発生したという状況の中で、小林で競りが開催されておりました。あそこでも購買された牛が係留されております。それほど全国的には非常に敏感に思われているという状況がございますから、宮崎県から、例えば子牛、枝肉を今後持ち出すに当たっては、本県の枝肉なり子牛価格は非常に大きな影響を受けてくるだろうと考えておりますので、この対策もしっかりとっていかなきゃいけないというふうに考えております。

また、野生の感染動物は、イノシシ、シカ、こういったものが想定できます。そのほかネズミとかも想定できますけれども、偶蹄類はかかっても退化してしまうというようなことがございますから、野生動物がかかると、非常に危険な状態が本県に常態するという形になります。我々としては、そういうものを防ぎた

いというような状況もございますから、一刻も早く埋却作業に邁進したいと考えております。また、イノシシ、シカ、こういったものの検査もあわせて行っていきながら、絶対そういうものにうつっていないという状況も確かめながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○坂口議員 ですから、ワクチンの信頼度、それからウイルスの進化を見たときに、まず抗原、抗体の関係で、これが思惑どおりいかなかったものの抗体性が高まっていったということ、それが野外にまだ可能性を持っているということですね。今、警戒が大分薄れてきている。常時、野生動物はそこらにいるということで……。

それと、それはこれから先としても、とにかく汚染国家になったということで、輸入、輸出の国の枠組みががらっと変わると思うんです。危険な肉が入る可能性がある。今回、どこから入ってきたと考えれば、同じように、今度は肉として入る可能性があることと、我が国がワクチン汚染国家になったということによって、肉価格がどう変わっていくのか。輸出、輸入の枠組みがどう変わるのか。国と県はそこらをどう見通されて判断されたのか。

それから、今みたいに、初めてワクチンを使って爆発を抑えているだけですから、この成功率をどれぐらい見ておられるのか。完全にぴちっと思惑どおりいけば3カ月ぐらいで復帰できるけれども、本当に3カ月で清浄国宣言ができるという見通しのもとにやられたのか。長期的になれば、大変な問題を先に含んでいると思うんです。それとも、やるっきゃないで、アバウトでやられたのか。大体どういうことなのか、今回ののは。このタイミングでやられたのは。

○岩崎家畜防疫対策監 議員は十分御案内と思

うんですけれども、口蹄疫の蔓延を防止するためには、まず移動制限、そして早期の殺処分、それから消毒、この3つを中心に、一時期は半径3キロ内で十分封じ込め——封じ込めが成功したと言って、私は怒られましたけれども、台湾等の発生を考えれば、一定の成果はあったんじゃないかというふうに考えています。

その中で、最近になりましてウイルスの発生農場の拡大が出てまいりました。そういうことを踏まえまして、国の牛豚疾病小委員会のほうで、これ以上の感染の拡大を抑えるにはワクチンしかないんじゃないかという判断のもとに、今回、ワクチン使用に踏み切ったわけでございます。確かに清浄国の復帰なりキャリアの問題もございますけれども、このままの状態ですら果たして、今の陣容の中では非常に厳しいのかなというふうに考えております。

○押川農政水産部農政担当次長 ワクチンにつきましては、非常に苦渋の選択でございました。と申しますのは、我々としては何とか早い段階で終了させたい、今回のえびののような形で終了させたいということでやってまいりましたが、余りにも発生速度が速かったということで追いつけなかった。大変申しわけなかったなというふうに考えております。

そういった状況の中で、当初は川南、都農の区域に限定していたという状況もございましたので、いつの時点でそういう判断が出てくるのか、我々が申し上げなきゃいけないのかという状況もございまして、国とのやりとりの中で小委員会を開いてそういう結論を出された。我々も、まだまだワクチン使用じゃないんじゃないかと。と申しますのは、国がそういう判断をしてこないんじゃないかと考えておりましたけれども、小委員会の中でそういう結論づけをされ

まして、緊急的に対応しなきゃいけないということで、我々としてはワクチンを選択せざるを得なかったという状況がございます。

○坂口議員 時間です。終わりますけれども、知事、今のように見切り部分がいっぱいあるんですよ。農家はとにかく泣く泣く家畜を殺したということ肝に銘じて、これは将来の我が国の畜産、宮崎の畜産を持続発展させるために泣いたんだから、将来心配されることは責任持って、国と知事とで徹底して農家支援をやらないと、本当に霊は浮かばれませんよ。終わります。

○岩崎家畜防疫対策監 先ほどのワクチンの製造元でございますけれども、イギリスということでございます。メリアル社製でございます。

○蓬原座長 最後になります。凶師議員。

○凶師議員 知事が49頭の種牛を守るために国へ立ち向かっていかれる姿勢というのは、畜産農家はもちろんですが、関係者の方々に多大なる勇気を与えていらっしゃいました。また、その関係農家の方、家族の方が中心となって、種牛を守る知事並びに執行部の皆様方の戦う姿勢を後押しするために、5,000名を超える署名を今集められて、まさしくきょう、この臨時議会が終わったら、知事並びに国のほうにその署名を届けるという段取りをされておるところでした。そのやさきに、この会の冒頭で知事から患畜の報告があったところです。私が心配しますのは、畜産農家や関係者の方々の緊張の糸が切れ、心が折れてしまわないか、それが心配でなりません。できれば知事、ここでもう一言、関係者の方々を含めた県民へ、心強い、これからの知事の御意志、今後の生活を守るためのお言葉をいただきたいと思います。

○東国原知事 この49頭に関しては、まず種雄牛の55頭、そのエース級の6頭をいち早く避難

させる。これも脱法というか違法、超法規的措置だったんです。それも国に言って、いろんな葛藤があつていろんな作業があつた。法律を変えないかん。あるいは、ある意味破るということですから、特例措置ですから……。それをやっていただいた。そのときに、ほかの49頭も一緒にできんかったのかと。これは事実上できんかったです。あの時点ではですね。90数%のスーパー種雄牛をとにかく守ること、これが我々ができた最大の措置だった。

その後、49頭も何とかせないかんとずっと思っていたんです。でも、国にこれ以上わがまを言うこともできなかつたし、この協議もできなかつた。国も防疫措置がありますから、家伝法をもとにやっていますからですね。でも、49頭何とかならんかと。そういうときに、ガイドラインに豚のほうからやりなさいということが書いてあるものですから、それを忠実に措置していた。結果、49頭がおくれたわけです。そのうちに、「49頭を守ってくれんか」という県内からの大きな声が来たんです。それを受けて私も、何とか守りたいという気持ちを……。だから、「国に要望する」とは、はっきり言ってないです。私は、そういう意見を受けて、私の気持ちも守りたいんだと、49頭を守りたいんだというのを発信した。一部の新聞とか雑誌が、「国に要望する」と書いたんですけれども、「要望する」とまでは言っていません。私は守りたいという気持ちを持っているということを申し上げました。

そういう気持ちを持っていたんですが、残念ながら、あれは疑似患畜でございますから、PCR検査も何もできません。だから発症を待つしかなかった。残念ながらですね。何とか生き残ってくれと、神にも祈るような気持ちでした。

そうしたら2頭がそういうふうになったということで、泣く泣く今回断念をしなきゃいけないということでもあります。49頭に関しては、本当に残念で胸が痛む思いですけれども、これはもうしようがない、2頭に疑似患畜が発症したわけですから。発症が確認されたことで、これは御理解をいただくしかないのかなという感じがしております。あとは5頭が何とか生き残ることを心から祈ってやみません。とにかく49頭に関しては、守りたいという気持ちは本当にやまやまだったんですが、こういうことになったことを残念に思います。県民の皆様には申しわけないというか、本当に痛みを——特に畜産業界の方たちには心察するに余りあるということでもあります。

○凶師議員 それでは続きまして、生活支援策について質疑いたします。私は、低利の融資や利子補給や借りかえ等の政策については、生活支援策じゃないと思うんです。結局借金です。その中で生活を立て直していくということは、非常に困難をきわめる生産者が多々いらっしゃいます。国は、家畜の評価額の中に生活費や従業員の給与も含むというような内容で、あいまいな形を示しています。こんな内容では、生産者は生きる希望を持ってません。また、児湯郡内の人工授精師、削蹄師、飼料製造農家の方々も多くいらっしゃいますが、その方々も全く収入がない状態が続いています。県として、時価評価額の前倒し、前払い以外の、直接現金支給で生活費を補うような制度を構築していく考えがないかお伺いします。

○押川農政水産部農政担当次長 今お話がございました人工授精師なり削蹄師、それから関連する産業の方々、非常に苦しい状況の中で1カ月間お過ごしになっているだろうと考えており

ます。また、児湯郡内の人工授精師、削蹄師の方につきましては、一定期間家畜がないという状況になってまいりますので、移動制限が解除されたとしても、一定の期間は収入がないという状況が続きます。我々としては、そういう状況をつくり出したということもございまして、そういう点を含めて、できる支援——先ほどお話がございました、なかなか県も財政的に困難だというような状況もございまして、国のほうに申し上げながら、何とか対策ができないのかということも含めて対応してまいりたいと考えてはおります。また現状では、先ほどから申し上げていますような借金という状況の中ではございますけれども、無利子の資金等をまず用意させていただいておりますので、こういうものの活用をお願いしたいというふうに考えております。

○函師議員 これは私の全く個人的な考えですが、前年度の県内の被生活保護世帯は1万世帯を超えております。保護費支給額は217億となっております。児湯郡内の今回の畜産の被災対象農家は約1,000軒を超えております。つまり、県内の被保護世帯の約10分の1に当たります。ざっくりで大きな計算であります。健康で文化的な最低限度の生活をするための保護費に準ずる額を農家の方々へ支給すると思えば、年間20億程度、またそれが2年、3年必要と思えば、60億から100億程度の事業なり基金を創設することができれば、またそれを早目に提示できれば、生産者の方々の安心につながる、また事業再開しようという意欲につながるのではないかと考えております。知事、このあたり難しい額ではあるかと思いますが、直接の生活費の支払い、現金支給というところの制度創設化についてのお考えをお聞かせください。

○東国原知事 疑似患畜、患畜に関しては家伝法のもとに、ワクチンに関しては今回の特措法が基軸になるかと思えます。ただ、県がどうできるかというのは、担当部局とも話しますが、財政的な部分、さまざまな勘案しなきゃいけない条件がございまして、これからどういことができるかというのを積極的に検討を進めていかなきゃいけないと思っております。

○函師議員 次に参ります。きのう、農業大学校近くの畜産農家の方からお電話がありまして、患畜が確認されたということです。埋設まで20日かかるということを言われたそうでございます。現在、この患畜発生農家につきましては、発生が確認された時点でワクチン接種の対象から外されております。その農家の方は、「ワクチンも打ってもらえない、埋設にも時間がかかる、その間の管理は全部我々がしなくちゃいけない。今まで以上に緊張感のある生活の中で生活していくのはもう耐えられん」というようなことを言われております。獣医師の方にも確認いたしました。患畜発生農家についてのワクチン接種は感染拡大に効果があると思われる獣医師さんも複数いらっしゃいました。この件に関して県の御見解をお伺いします。

○岩崎家畜防疫対策監 畜産農家の中で小規模で発生している農家につきましては、ワクチンを接種している事例もございまして、そういう意味では、蔓延防止ということからいけば、そういう事例は当然可能でございます。

○函師議員 それでは、今後は患畜発生農家にもワクチン接種をすると理解してよろしいでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 基本的には、今回のワクチン接種の期間に実施しましたのは、飼養管理者が同一の関連農場の一部の農場についてワ

クチン接種をしております。同一の畜舎内でのワクチン接種について数例の事例があったんですけども、農家の方々はそれに関しましては、打つことについては希望がなかったということでございます。

○**函師議員** 希望があるだけではなくて、県としてそういう姿勢を今後示すかどうかお聞かせください。

○**岩崎家畜防疫対策監** 今回の口蹄疫のワクチンにつきましては、短期間に広範囲に実施するというのが原則でございます。ワクチンは、あくまでも蔓延防止という観点からいきますと、言葉は悪いんですけど、だらだら打つというのは意味がございません。そういう意味では、現在発生農家について、状況を見ながら後からワクチンを打つということについては余り意味のないといえますか、そういう状況でございます。発生農家に関しましてです。

○**函師議員** それでは、農家さんが希望すれば打つということでもいいですか。

○**岩崎家畜防疫対策監** もちろん希望すれば、まだワクチンは在庫がございます。ただし、先ほど言いましたように、これは大きなプロジェクトでスタートしておりまして、ほとんどワクチン班については、いわゆる農場をやっているワクチン班については解散をしております。あとは個別対応ということで数戸の農家が残っておりますので、共済の先生なりを使いながら、希望があれば対応は可能かというふうに考えております。

○**蓬原座長** 函師議員、時間がなくなりましたが、どうぞ。

○**函師議員** 以上で質疑を終わります。

○**蓬原座長** 以上で質疑等を終わります。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原座長** ないようですので、すべての議事を終了したいと思いますのですが、本日の議事内容については、本会議の会議録への記載をお願いしたいと思いますので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いします。

◎ 閉 会

○**蓬原座長** それでは、以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

署 名

座 長 宮崎県議会議員 蓬原 正三

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	5月28日・可 決
議員発議案第1号 " 第2号	口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書 口蹄疫根絶のためのワクチン接種に係る措置等 を求める意見書	5月28日・可 決 "

意見書

口蹄疫に対する十分な措置等を求める意見書

本県で相次いで発生している「口蹄疫」については、農林水産省、自衛隊及び警察庁の全面的な協力のもと、県、市町村及び関係団体等が一丸となり、懸命の防疫措置を講じてきたが、いまだ、その拡大を止めることができない状況にある。

畜産をはじめとする農業が基幹産業である本県にとって、極めて深刻な事態に直面しており、特に、移動制限等の措置が長期化しているため、畜産農家や関連産業に多大な影響が生じており、県民の不安も増大している。

「口蹄疫」のまん延は、本県の農畜産業の死活にかかる重大な問題であり、5月18日には、知事が「口蹄疫非常事態宣言」を発したところである。

これ以上の被害の拡大・長期化は、我が国の農畜産業、ひいては食糧供給の基盤を揺るがす危機的な状況を招きかねない。

よって、国においては、口蹄疫の一刻も早い終息と畜産農家や関連事業者の経営安定を図るための十分な措置が早期に講じられるよう、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 口蹄疫対策特別措置法の施行にあたっては、必要な措置について早急かつ円滑に実施すること。
- 2 ウイルス発生の原因と侵入経路の解明を早急に行い抜本的な予防策を講じること。
- 3 ワクチンの使用にあたっては、地元市町の意向を十分に踏まえ、国の責任において実施すること。
- 4 獣医師をはじめ防疫活動に必要な人員及び資材を十分に確保すること。
- 5 埋却のための用地の確保について、国有地の提供など国において早急な対策を講じること。
- 6 家畜伝染病予防法に基づく殺処分に伴う交付金の交付割合を「全額」に引き上げるなど、発生農家の経済的損失について、国において全面的な救済措置を講じるとともに、簡易な手続により、迅速な支払いを行うこと。
- 7 畜産農家に対する確実かつ十分な生活支援措置（支払い方法等を含む。）を早急に講じること。
- 8 移動・搬出制限区域や区域外における疑似患畜以外の家畜の処分に要する経費や、出荷遅延となった家畜の飼養経費等についても国において全面的な支援を行うこと。
- 9 農畜産業はもとより、関連事業者の経営安定を図るための全面的な救済措置を早急に講じること。
- 10 疑似患畜の遺伝子検査については、自治体での実施体制の確立を図るとともに関係法令、指針など制度の見直しを早急に行うこと。
- 11 畜産農家や防疫従事者等への心のケア対策について、十分配慮すること。
- 12 風評被害等の防止対策を一層強化すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議員 長長大臣	横江鳩原菅長	路田山口	孝五由紀	弘月夫博	様様様様様様様様様様
参議院議員 大務大臣	江嶋原菅長	田山口	一由	隆行人	様様様様様様様様様様
内閣総務大臣 兼 厚生大臣	菅長	妻松嶋原野井沢井野	直昭	正誠博洽俊静	様様様様様様様様様様
農林水産大臣 兼 国土交通大臣	赤直前平中北亀平	妻松嶋原野井沢井野	広正	博洽俊静	様様様様様様様様様様
経済産業大臣 兼 国土交通大臣	菅長	妻松嶋原野井沢井野	誠博	洽俊静	様様様様様様様様様様
国内閣大臣 兼 国土交通大臣	菅長	妻松嶋原野井沢井野	洽俊	静	様様様様様様様様様様
国防大臣 兼 国土交通大臣	菅長	妻松嶋原野井沢井野	俊静	博	様様様様様様様様様様
金融消費者及び食品安全担当大臣	菅長	妻松嶋原野井沢井野	博	文	様様様様様様様様様様

口蹄疫根絶のためのワクチン接種に係る措置等を求める意見書

今回本県で発生した口蹄疫は、初期における移動制限や殺処分では封じ込められず、その次の段階としてワクチン接種・殺処分による口蹄疫根絶が実施され始めた。

しかしながら、ワクチン接種対象農家では、処分された家畜の補償金額や、処分後の生活維持への不安などから、ワクチン接種について大きな混乱が生じ始めている。

今後の被害を最小限にとどめ、口蹄疫を根絶するためには、一刻も早い対応が必要であり、このためには、農家の不安を直ちに払拭することが不可欠である。

よって、国においては、ワクチン接種を早急かつ円滑に終了するため、下記の事項について早急に対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 ワクチン接種・殺処分となる家畜の補償額の算定については、実流通における取引の中で売り手と買い手との合意形成に至る際の価格決定のあり方を尊重し、当該家畜の市場価値が正しく反映されるような算定を行うこと。
- 2 評価額が実際に提示されるのは、殺処理終了後となることから、評価方法、評価者、評価額等について、疑義や不服等が数多く発生することが予想されるため、疑義や不服等を公平、公正かつ速やかに処理するための機関を直ちに設置すること。
- 3 5月21日に決定された生活面の支援において、廃業した畜産農家は対象とされていないが、廃業した畜産農家は、口蹄疫根絶のために健康な家畜を犠牲的に殺処分され、その途端に仕事を失うことに鑑み、これらの畜産農家に対しても、十分な生活支援措置を講じること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
副 総 理 兼 財 務 大 臣	菅 直 人 様
厚 生 労 働 大 臣	長 妻 昭 様
農 林 水 産 大 臣	赤 松 広 隆 様
経 済 産 業 大 臣	直 嶋 正 行 様
国 土 交 通 大 臣	前 原 誠 司 様
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 様
国 家 公 安 委 員 長	中 井 洽 様
防 衛 大 臣	北 沢 俊 美 様
金 融 担 当 大 臣	亀 井 静 香 様
消費者及び食品安全担当大臣	平 野 博 文 様

請 願 一 覽 表

新規請願

請願番号	請願第37号	受理年月日	平成22年5月24日
請願者住所・氏名	児湯郡木城町高城2731-2 早期口蹄疫撲滅生産者協議会 代表 鍋倉 隆一		
請願の件名	<p>殺処分の対象に対する支援請願</p> <p>〔請願趣旨〕 4月20日の本県における口蹄疫は発生以来、手塩に懸けた豚・愛牛が見えない口蹄疫（ウイルス）により日々拡大し被害はとどまることを知らず、畜産農家は大変不安な日々を送られ震撼されています。 しかし、今回、発生農場から半径10km圏内の偶蹄類をすべて日本で始めて防疫の為のワクチン接種が国・県・市町村合意のもと、一刻も早く終息に向けての接種が開始されました、一日でも早く元の生活に戻れるよう切に願っています。 接種は合意されたものの、いまだに牛1頭当たりの評価金額が定かでありません。〔早期口蹄疫撲滅生産者協議会〕代表鍋倉隆一を選出し、貴議会におきまして下記事項につき、国に対して要望書を採択し請願いたします。</p> <p>1、口蹄疫根絶の為の、ワクチン接種を円滑に進めるため、意見書の提出を求める請願</p> <p>理由 今回本県で発生した口蹄疫は初期における、移動制限や殺処分による封じ込めに失敗し、その次の段階としてワクチン接種・殺処分による口蹄疫根絶が実施され始めた。 しかしながら、畜産農家では、処分された家畜の補償金額や処分後の生活維持への不安などから、ワクチン接種受け入れの賛否をめぐり大きな混乱が生じ始めている。 申すまでも無く、今後の被害を最小限に止め口蹄疫を根絶為には一刻も早く対応が必要であり、そのためには、このような畜産農家側の不安を直ちに排除することが不可欠であると思われる。 つきましては、ワクチン接種を円滑早急に終了する為に、下記事項について地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を採択して頂きますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、補償価格については別添資料</p> <p>2、実際に評価額が提示されるのは、殺処理終了後となるとおもわれることから、その評価方法、評価者、評価額などにつき疑義や不服等が数多く発生するものと予測される 従って、これらに付いて公平公正且つ速やかに処理する為の場が必要であり、これを直ちに設置されること。</p> <p>3、21日に決定された、生活面での支援については、廃業者はその対象とされないが口蹄疫根絶のために健康な家畜を犠牲的に殺処分され、その途端に仕事を失う事に鑑み、これら畜産農家に対しても充分の生活支援を行うこと。</p>		

	<p>(別添資料) 国が個人の資産を没収する行為に係る最低要請 国の10km圏内における殺処分に対する支援要請 ワクチン接種による経営の空白期間も想定し以下の支援をお願いします</p> <p>★①対象和牛評価 育成牛 導入金額+飼育日数×@1,000 自家保留 生年月日から飼養日数×@1,000 ☆1頭一律650,000円 対象牛の将来性、潜在能力、貢献度の喪失(妊娠牛・育成牛も含まれる)</p> <p>★② 子牛評価 生後日数×@1,000= 発育評価金額A=200,000 B=50,000 日令100日以下評価 発育評価A=300,000 B=200,000 C=100,000 ☆1頭一律500,000円 対象牛1頭だけで総て喪失(子牛マルキン等・の権利の放棄)</p> <p>★③ 肉牛評価 和牛 導入金額+肥育日数×@800 ☆1頭一律800,000円 対象牛の将来性・マルキン発動の権利放棄</p> <p>★④ 農地・牛舎の評価所有地に埋却の場合 農地、牛舎の資産的価値がなくなる為国が総て買い上げる。 指定埋却農家との不公平その他排除する為</p> <p>★⑤ 経営再建支援策 ・既往借入金の全額免除 返済の元になる対象牛総てを国が没収してしまう為 ・家畜の導入 導入家畜すべての半額負担と預託牛等の末端金利無利子化 ：早期再建意欲向上の為 ・農地・牛舎・建設の場合 取得の為の半額補助と補助残の無利子による融資 ：早期再建意欲向上の為 ・空き牛舎使用の場合 リース料の半額助成：早期再建意欲向上の為</p> <p>★⑥生活保障 畜産関係者(家族・従業員を含む)総ての3年間生活保障 ・「命を守る」政権公約実行の為必須条件</p>
紹介議員	坂口 博美 長友 安弘 満行 潤一 押川 修一郎 松村 悟郎 函師 博規 濱砂 守
摘要	

議 事 經 過

月	日	曜 日	区 分	議 事 内 容
5 月	28 日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（米良、坂口両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号上程 知事提案理由説明
			(休 憩)	(全員協議会)
			本 会 議	議案第 1 号採決（可決） 請願第37号上程、採決（可決） 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号、第 2 号上程 討論（前屋敷議員） 議員発議案第 1 号、第 2 号採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 議 員 米 良 政 美

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 口 博 美